

目次

人間関係から見た安楽死是非の再考

船木 祝（札幌医科大学）3

工学教育の変革に資する技術者倫理教育の研究

比屋根均（ラーテン技術士事務所） 15

ピーター・シンガーと Why be Moral? 問題

杉本俊介（京都大学） 35

人間関係から見た安楽死是非の再考

船木 祝 (札幌医科大学)

要 旨

安楽死を巡る医療倫理における近年の議論では、次のような二つの主要な特徴を指摘できる。第一は、致死薬投与による積極的安楽死と延命治療停止等による消極的安楽死との旧来の区別立てを否定する、というものである。第二は、安楽死に関して人間関係という側面からの検討がなされていることである。すなわち、安楽死政策が医療者と患者及び家族との相互的な関係性に対して及ぼす影響、そして、医療者と患者間の信頼関係構築という観点からの考察である。本稿では、とくに二つ目の特徴に注目したい。

まず、第一の特徴と第二の特徴を示している日本の代表的論者による論述を検討する。そして、そこにある共通点と相違点、さらには注目すべき指摘を提示する。次に、終末期医療のあり方を人間関係という観点からの考察を深めることで、いくつかの有意義な視点を提示したい。この目的のために、本稿では、終末期医療を巡るドイツ語圏における論考を分析する。なぜなら、ドイツは近年、終末期医療の決定に関して、可能な限り患者本人の意思を反映させようとすると同時に、医療者と患者及び家族の相互的な人間関係のあり方を模索し続けてきたからである。そのためドイツでは、積極的臨死介助（積極的安楽死）容認が医者・患者間の人間関係に影響を及ぼすという観点からの検討だけでなく、医師・患者間の信頼関係が育まれる場面についての掘り下げられた考察がなされている。

Rethinking the Problems in Euthanasia from Human Relations Viewpoint

Shuku FUNAKI (Sapporo Medical University)

Recent discussion of euthanasia in the field of medical ethics reveals two major features. First, it is clear that there are many academics in opposition to a distinction being made between active euthanasia, which is the act of killing a patient on request through the administration of drugs, and passive euthanasia, which is primarily the withdrawal of life-sustaining treatment. Second, there are also many people in the field who are focusing on the subject from a human relations viewpoint. Namely, they note that reciprocal relations among patients, their family members and health care providers are influenced by euthanasia policies. Much of the present study examines this latter point.

In this study, I first examine the two features from a perspective representative of Japanese moral philosophers. Additionally, I clarify the similarities and distinctions inherent in them. Next, I consider the noteworthy views prevalent in German literature. In recent years, German researchers have placed a greater emphasis on respecting the wishes of patients. Similarly, they have taken into consideration the importance of developing confidential relations between doctors and patients. They not only discuss the influence that permission to conduct active euthanasia may have on human relations, but also consider the conditions necessary for confidential relations among medical staff, patients and family members.

はじめに

安楽死を巡る医療倫理における近年の議論では、次のような二つの主要な動向が指摘できる。すなわち、第一は、致死薬の投与による積極的安楽死と延命治療停止等による消極的安楽死との旧来の区別を否定する、というものである。このような区別を否定することからは、旧来の前者に当たる行為を倫理的に容認する立場と、前者も後者もどちらをも倫理的に否定する立場とが出てくる。また二つ目の動向として、安楽死に関して人間関係という側面からの検討がなされていることが指摘できる。すなわち、安楽死政策が医療者と患者及び家族との相互的な関係性に対して及ぼす影響、そして、医療者と患者間の信頼関係構築という観点からの考察である。本稿では、とくに二つ目の動向に注目したいと思う。

まず、第一の動向と第二の動向を示している日本の代表的論者による論述を検討する。そして、そこにある共通点と相違点、さらには注目すべき指摘を提示する。次に、終末期医療のあり方を人間関係という観点から考察している更なる論述を検討することで、いくつかの有意義な視点を提示することを目指す。この目的のために、本稿では、終末期医療を巡るドイツ語圏における論考を分析する。なぜなら、ドイツは近年、終末期医療の決定に関して、可能な限り患者本人の意思を反映させようとすると同時に¹、医療者と患者及び家族の相互的な人間関係のあり方の模索を続けてきたからである。そのためドイツでは、積極的臨死介助（積極的安楽死）容認が医者・患者間の人間関係に影響を及ぼすという観点からの検討だけでなく、医師・患者間の信頼関係が本来育まれるべき場面についての掘り下げられた考察がなされているのである。

1 ドイツにおいては、積極的臨死介助（積極的安楽死）は刑法 216 条（嘱託殺人罪）により禁じられる。自殺関与罪のないドイツでは、保護義務のある医師は自殺患者の救助を履行しなければ、特に刑法 323 条 c（救助不履行罪）に問われることになる。一方、死にゆく者の延命処置の不開始・中止、いわゆる消極的臨死介助（消極的安楽死）に関しては、患者の現実的、もしくは推定的意思に基づいて正当化されるとの指針が出されている。患者の意思を極力尊重しようとの「患者の推定的意思」を巡るドイツの動向については、拙稿を参照（船木 2007）。尚、ドイツでは、「安楽死 (Euthanasie)」という用語は、ナチを連想させるためその使用が回避され、その代わりに「臨死介助 (Sterbehilfe)」という言葉が使われている（盛永 2007 参照）。

1. 安楽死に関するわが国における代表的論者の見解

1.1 「耐え難い苦痛」緩和のための「積極的に死をもたらし行為」容認の論理的可能性

清水哲郎氏は、旧来の「積極的安楽死」と「消極的安楽死」の区別を、「積極的に死をもたらし介入（安楽死）」と「徒な延命・生命維持等の治療中止・不開始」の区別と言い換え、それに関して次のような分類をする。栄養補給の不開始・中止、及び呼吸器の不開始は後者に、呼吸器の中止は前者に属する、と（清水 2005:13, 20）。「新たな栄養パックを補給しない」ことは、しないこと、すなわち不開始である。これは、「それがなければ死に至ってしまう人をこれまで支えてきたその支えをやめること」であり、「積極的に死をもたらし行為」ではないとされる。これに対し、呼吸器を外すという行為は、「スイッチを切るとか、管を抜くというように、何かをすることであって、何かをしないことではない」。かつ、「身体+呼吸器」は「一つの全体的な統合を形成している」がゆえに、それを外すことは「全体的統合を積極的に崩すこと」、つまり「積極的に死なせる行為」に分類される、と（同 20 頁）。「積極的に死をもたらし」安楽死とは、『耐え難い苦痛からの解放』を目的とし、それを達成する手段が『死なせる』以外にないという場合に、死なせる行為をすることによって結果するものである」と説明される。そして、『死なそうと意図する』のでなければ『苦痛の緩和を意図する』こともできなくなってしまうような仮想状況においては、やむをえず「積極的に死をもたらし介入」が論理的に認められる余地があると述べられる（同 16 頁）。このような事態として清水氏は、とりわけ精神的苦痛のケースを想定する。それは、「身体の痛みを理由として『死なせる以外に緩和の手段がない』という状況は現在では考え難くなっている」からである。精神的苦痛のケースにおいて、患者が一貫した価値観に基づいて「自分の生にはもはや意味がない」と判断した場合、それでもケアを強要することは、「医療者の持つ価値観を患者に押し付けていること」になるのである（清水 2000:84-85）。このように清水氏は、「理論的には安楽死が許される場合」があることを認める。そのうえで、「実践的には安楽死を 0 にすることを目指す」と述べられる（清水 2005:18）。

1.2 「苦痛緩和」のために死を招来させる行為の倫理的否定

立岩真也氏は、清水氏がピーター・シンガー（Peter Singer）を引き合いに出して論じた箇所（清水 2000:93）を引用して、積極的行為と消極的行為との間にはやはりそれほど大きな違いがないことを認める。すなわち、「消極的行為に分類される治療停止などは、実施する者からいえば決して消極的なものなどではない。機具を外す、スイッチを切るといった一連の積極的所作なのである」（立岩 2004:86-87）。そのうえで、立岩氏は、「致死性の薬物を与える」ことで死を招来させることと、「救命・延命のための治療を停止させる、処置を行なわせない」こととを双方ともに容認しないという（同 87, 94 頁）。立岩氏によれば、清水氏の立場は、「理論的には『死なせることが唯一の緩和の道である時に、死なせる行為をする』ことが倫理的に正当化される場合があり得る」というものである（同 90 頁）。これに対し立岩氏は、「呼吸器外し」等と「致死薬の投与」は、ともに死なせるものに違いないから、倫理的に認められないという立場である。その主張の論拠として立岩氏が挙げるのが、「生と生の間の選択」と「生と死の間の選択」との相違である（同 92 頁）。立岩氏によれば、たしかに、寿命が縮まるようなことがあっても、本人にとって気持ち

のよいことを選ぶということは人生においてはありうることである。たとえば、気持ちがよいが命を縮める程に酒を飲むこと、命を延ばすための気持ちの悪い薬を飲まない、処置を行わないこと等である。これらの選択は「生と生の間」で行われている。そこではそれぞれの人の世界観なり人生観、価値観に基づいて、「私たちは思うことを言ってよい」。これに対し、「苦痛がマイナスだというのではなく、苦痛を伴う生がマイナスだ」と考える場合は、事情がまったく異なるという。その場合には、死が選択される。苦痛というよくない状態に対して、生きないことを選択する。すなわち、苦痛を緩和するために死を招来する安楽死は、「生と死の間」で行われている選択である。これは、「生と生の間」におけるケースとは区別されなくてはならない。人にはさまざまな世界観、人生観、価値観があって、たとえば、仕事、作品を残すこと等を他の何よりも重要だとする人もいる。なかには命を縮める程にこれらのことに没頭する人もいよう。しかしたとえどのような世界観、人生観、価値観であったとしても、それらのもののために死の想定の下に延命のための処置を受けないことは倫理的に容認できないことなのである（同 88, 92-93 頁）。このように立岩氏によれば、個人の人生観、価値観等の働く場面は生のただなかであるという。積極的安楽死と消極的安楽死はどちらも死なせることには変わりなく、もしそれらを選択するとすれば、それは「生と死の間」の選択となる。したがって、どのような個人の意味をもってしても、致死薬投与だけでなく、延命措置の停止及び不開始も倫理的に許容できないとされる。

以上、清水氏と立岩氏の論争を検討してきた。いずれも積極的安楽死と消極的安楽死の間に従来のような仕方での明確な区別を設けていない点では一致している。そのうえで清水氏は、人工栄養補給不開始・中止及び人工呼吸器不開始の倫理的・実践的容認のみならず、人工呼吸器中止・致死薬投与による安楽死容認の論理的可能性を残した。これに対し、立岩氏は、それら一連の行為の倫理性に疑問を投げかけている。論点のひとつに、「耐え難い苦痛緩和」がある。清水氏は、死以外の手段では苦痛緩和がなされえない、とりわけ甚だしい精神的苦痛という仮想状況では、「耐え難い苦痛緩和」のための死を意図する行為の論理的可能性を倫理的には容認せざるをえないという。一方立岩氏は、苦痛緩和のために死を結果的に招来させる行為は倫理的に容認できないとする。

1.3 人間関係という新たな論点

清水氏と立岩氏の上述の論争においては、安楽死の積極的動作及び消極的動作について、また両者の医学的作用の見地からの考察が展開されている。そして「耐え難い精神的苦痛」緩和の原則に関して、哲学的な考察が展開されている。一方、坂井昭宏氏は、「人間関係」という別の観点から安楽死の問題の論究を試みる。それは、坂井氏がその立場を基本的に支持するところの、トム・L・ビーチャム（Tom L. Beauchamp）の見解を分析する論述の中で展開される。

まず、ビーチャムによれば、従来の「死を意図したかどうか」といった意図、もしくは医療行為の因果性に拠るのでは、積極的安楽死と消極的安楽死とを区別するのは困難であるという。そして「患者一拒否説（Patient-Refusal Hypothesis）」という第三の道が目される。それは、患者の自己決定により正当化されるのは、治療拒否に基づいて「死ぬに任せること」までであって、「殺すこと」にまで及ぶものではないとするものである（坂井 2004:194）²。しかし、ビーチャムは

2 自己決定の要求は、患者が「彼の意思に反した医学的治療を受けないことへの要求」、つまり、「危害を受けないこと（Un-

『生命医学倫理』(1977)で提示したこの立場をその後修正する。すなわち、論考「医師の介助による死の正当化」(1997)において、「患者の治療拒否」だけではなく、「患者の死の介助」も道徳的に容認されうる余地があるとした。その際ビーチャムが新たに注目したのは、医師・患者間の、たとえば、白血病患者の死の介助事件における、ニューヨーク州の内科医ティモシー・クイルとダイアンとの関係におけるような信頼関係である。「クイル博士はダイアンのことをよく知っており、長期にわたって彼女を診察してきた」。患者と医師とのそのような緊密な関係が構築されている場合には、積極的安楽死は最期のケアのあり方となるとされる(同195-196頁)。もちろん、患者と医師との信頼関係が構築されていないような場合には、医師による死の介助は「隔離され孤立した死、人生に意味を与える人間関係から切り離された死になりかねない」という批判もある(同197頁)。これに対しビーチャムは、医師との信頼関係にありながらも、生命維持装置を取り外すことでは死を迎える可能性をもたないような患者のことを念頭に置いて論じる。このような患者に対して、「自然に死を迎えるまで、緩和治療を施すことしかできない」と医師が宣告することは、患者に「望まない人生を生き続けることを強制する」がゆえに、「患者の権利を侵害」することになるのである(同198頁)。立場変更後のビーチャムによれば、こうした患者の権利を守るための積極的安楽死には道徳的に是認しうる余地があるのである。ただし、「乱用と誤用」によって社会にもたらされる危害を斟酌して、今のところ法政策上、積極的安楽死は合法化しない方がよいとビーチャムは考える。合法化による悲惨な結果の発生可能性の信憑性と、乱用防御策については今後検証されなくてはならないとされる(同199頁)。

坂井氏による以上のようなビーチャムの議論の要約は、終末期医療のあり方について注目すべき着眼点を提示していると思われる。すなわち、医師・患者間の関係性のあり方如何によっては、安楽死に関する道徳的評価が変わってくる、というものである。もし、患者との信頼関係が構築されているとするならば、積極的安楽死は最期の医療措置であることになる。信頼関係があるならば、患者の死の介助は患者の孤立した死ではなく、患者に対する援助になるのである。

ドイツは近年、終末期医療の決定に関して、可能な限り「患者本人の意思」を反映させようとすると同時に、医療者と患者及び家族の相互的な人間関係のあり方を模索し続けてきた。まず、中でも医療問題を扱う際の関係主義的側面の考察の重要性を強調している論者として、哲学・倫理学者のアントン・ライスト(Anton Leist)とアンセルム・W. ミュラー(Anselm Winfried Müller)をとり上げる。次に、哲学者、倫理学者としてのみならず、神学者の立場から医療問題における人間同士の関係性の問題を論じたロベルト・シュペーマン(Robert Spaemann)の見解を、患者個人の自律原理を重視する立場から批判する哲学・倫理学者のフランク・ディートリッヒ(Frank Dietrich)の論述を検討する。最後に、緩和医療の立場から医師・患者間の信頼関係を模索している脳神経外科医のアンドレアス・ツィーガー(Andreas Zieger)らの論述を考察する³。

versehrtheit)への権利」要求であり、「殺害や自殺をある条件下では是認する」人が、単なる「侵害の不作為とは異なり、他人の実行と働き」までも要求することは、「自律が要求できる許容範囲を超えている」、という議論については、拙稿を参照(船木2006:32)。

3 ドイツでは、2009年7月に事前指示(リビングウィル)法が可決し、同法は2009年9月施行となった。それまでドイツでは、事前指示法制化をめぐる激しい議論がなされた。事前指示法制化に至るまでの経緯と背景に関しては、以下の文献を参照(松田2012;山本2006)。ツィーガーらは、こうした動きの中、看取りのケアを強調する立場から、事前指示に対して次のような警告を発している。「事前指示は、個人の自律獲得努力を優先することにより、人間の生命の基本的な処分不可能性を形式的、機械的に制限する。また、……医師・患者間の信頼関係に根差す他者に対する配慮を侵害する」。すなわち、人間同士の関係性を支えるべき「生命保護、医師・患者間の関係性の地平、他者に対する配慮原則」といった側面を、個人の自律の過大評価

医療倫理の議論においては、積極的臨死介助（積極的安楽死）容認の立場を導く論拠として、主に「耐え難い苦痛」緩和と「患者の意思」尊重という二つの原則が挙げられる。そこでライストとミュラーとディートリッヒの論述は、次の観点からなされる。これら二つの原則のどちらに依拠するかに応じて、医療者と患者及び家族間の相互的な人間関係にどのような影響があるか、という観点である。ツィーガーらの論述には、医療者と患者及び家族間の信頼関係構築のための地盤を、「耐え難い苦痛」緩和と「患者の意思」尊重という原則が立てられる以前の地平に見出そうとする基本的発想がある。

そこでまずは、「耐え難い苦痛」緩和の原則、もしくは自律原理が立てられたことにより、積極的臨死介助容認論が医療現場における人間関係に及ぼす作用を及ぼすか、という観点からのライストとミュラーの論述を検討する。

2. 積極的臨死介助容認論の人間関係に及ぼす影響

2.1 「耐え難い苦痛」緩和のための積極的臨死介助容認論

ライストは、積極的臨死介助（積極的安楽死）容認のための「自律モデル」と「配慮モデル」とを比較検討する。「自律モデル」とは、「各人は自死への権利を有する。各人はこの権利を有するがゆえに、必要のある場合には、誰か他人に代わりに殺害してもらうように請求する権利をも有する。そして、医師はその必要性の医学的状況を判断し、人間を苦痛なしに殺害するための最もよい対処能力を持っている。それゆえ、死ぬ意思のある人は、医師に自死への権利を委譲することができる」というものである。「配慮モデル」とは、「病気の条件が満たされる」か、「耐え難い苦痛」がある場合、積極的臨死介助は道徳的に正当化される、という見解である (Leist 1996:8, 22)。

まずライストは、末期患者の置かれている状況を考察の出発点とする。末期患者の多くは、「絶望、ショック、硬直状態、非現実的希望、怒り、鬱状態、不安、パニック、それに、方向づけない状態、すべてをなるように任せる状態」に陥っていることが想定される (ebd. S. 36)。このような状態では、自律は次のような形で変容してしまう可能性が高い。一つは、「患者が配慮 (Fürsorge) のための殺害権を医師に与え」てしまうことであり、もう一つは、「決意の自由が患者から医者に完全に委譲され」てしまうことである (ebd. S. 24)。このように終末期医療現場においては、「自律モデル」が「配慮モデル」にとって代わりやすい土壌がある。それゆえ、積極的臨死介助を容認する上の二つのモデルを比較した場合、ライストは、後者のモデルの方がより深刻な危険性を孕んでいることを指摘する。もし終末期医療現場で「配慮モデル」を前面に押し出す議論が展開されるとするならば、「配慮ある決意という物の見方の方が広ま」っていき、ひいては「病気の条件が満たされる」か、もしくは、耐え難い苦痛がある場合には積極的臨死介助は道徳的に正当とされるという見解が優勢になっていくのではないかと危惧されるからである。すなわち、「配慮モデル」は論理的には成り立つとしても、実際には、苦痛や「病気の条件の方が優先されて、意思の条件が縮小解釈されるか……、もしくはまったく無視される」といった危険な「滑り坂」を引き起こしかねないモデルなのである (ebd. S. 22, 25)。

に基づく事前指示の法制化は、後退させることになると警告している (Zieger et. al.:1, 4)。

このようにライストは、「耐え難い苦痛」緩和のための積極的臨死介助容認という態度決定は、医師・患者間の人間関係に大きな影響を及ぼすと考える。終末期患者に対してはますます医師への権利委譲の傾向を促すことになり、患者の「耐え難い苦痛」を見て取る医師の方でも致死薬投与への垣根が低められることが危惧されるのである。したがって、人間関係という観点から見れば、「配慮モデル」は道徳的に容認できないものだといえよう。ライストによれば、終末期においては自律が危うくなる可能性が高いがゆえに、それゆえにこそ、「医療倫理の最も重要な根本価値としての患者の自律」(ebd. S. 13)を上位に置くことが必要だという。ただしその一方で、「自律モデル」の現実的な成立基盤が確保されていない現段階にあっては、それに基づく積極的臨死介助容認論を展開することもライストはしない。

ミュラーも、ライストと同じく、末期患者の心情のあり方を考慮に入れることを考察の出発点とする。すなわち、末期患者が積極的臨死介助を望む動機は、必ずしも自らの自由や価値の実現ではない。自殺にまつわる「厄介や不確かさへの恐れ」、「自分の死に対する責任を自らひとりで引き受けずにすませたい、そして保証してくれる『専門家』のイニシアチブによって……その責任から免れたいという願望」が動機となっていることが多いという (Müller 1997:151)。もし、「耐え難い苦痛」を前面に出す論調が広まるとするならば、このような患者を前にした医師の方でも、患者の自由意思の実現というよりは、むしろ「苦痛を終わらせる」という動機の方を重要視するようになるのではないかとミュラーは危惧する (ebd.)。このようにミュラーも、「耐え難い苦痛」緩和のための積極的臨死介助容認の態度決定が医師・患者間の相互的な人間関係に及ぼす影響を注視し、その容認に対しては否定的立場をとる。

以上、ライストもミュラーも「耐え難い苦痛」を前面に出す議論の孕む危険性を指摘する。それでは、「自律原理」を前面に押し出す議論に問題はないのであろうか。次に、人間関係から見たところの「自律原理」の持つ問題性、とくに周囲の者による「社会的圧力」の問題に関するディートリッヒによる考察を辿る。

2.2 「自律原理」に基づく積極的臨死介助容認論

ディートリッヒは、自律原理に基づく積極的臨死介助容認論に対する批判を検討する。それはすなわち、自律原理を出発点とすることで、かえって個人の自律が侵害されるという批判である。そうした批判を代表するものとして、ディートリッヒはスーパーマンの次のような見解をとり上げる。「もし、……殺してもらうことを法律が容認し、それを是認する風潮が強まるとするならば、高齢者、病人、要介護者は、家族や、介護士、市民が彼らのために工面しなければならない労力や費用、不自由の責任を自ら担わなくてはならないことになる。これらの人たちにこのような犠牲を代償として要求することは、もはや運命や慣習……ではなくなる。要介護者自身が、それらの犠牲を負わせるのである。なぜなら、彼はそれらの人たちをそこから解放することも簡単にできるからである。場所を明け渡すには自己中心的で臆病であるために、他の人たちを犠牲にすることになる。このような状況にあっていったい誰がそれでもなお生き続けようと思うだろうか」(Dietrich 2009:280; vgl. Spaemann 1997:19-20)。

このような形で患者が死の決定に追い込まれることが、いわゆる「社会的圧力 (sozialer Zwang)」として取り沙汰されている事態である。ディートリッヒによれば、「社会的圧力」に

は次の四つがあるという。一つめには、周囲の者の「無言の望み」を患者が察知することである。すなわち、家族や看護師・介護士に見受けられる「ストレスや過重な負担」の様子を見て、それを「負担から解放されたいとの要求」であると患者が解することである。二つめは、周囲の者のそうした望みを患者が実際に耳にすることである。三つめは、家族や看護師・介護士が「ののしったり、ドアをたたいたり、わざと待たせたりする」といった態度を通して、彼らの不満を患者に示すものである。そして四つめは、彼らが患者に「身体的虐待」を加える場合である (Dietrich 2009:280-281)。ディートリッヒによれば、これら四つのうち最後の二つは、明確に患者「個人の自律」侵害の事例であるという。身体的な虐待だけではなく、三つ目におけるように態度を通して「心理的虐待」を加えることも、患者の自律的決定を困難にするのである (ebd. S. 283)。家族や看護師・介護士に甚だしく依存している患者が三つ目のような周囲の態度に遭遇するならば、その生は耐え難くなるであろう。そうした苦痛から逃れるために積極的臨死介助を患者が望むことは十分にありうることである。二つ目の事例では、明確にある行動をとるように期待されるとまではいえないが、そこでも患者が「意味のない生を続けている」とか、周囲の者に「無用の負担をかけている」として自分を責めることになる事態が十分に考えられる。したがって、家族や看護師・介護士に依存している患者が、周囲から否定的な言葉を耳にした後に示した、積極的臨死介助「決断における自発性」は、大いに疑問視されなくてはならないだろう (ebd.)。一方、ディートリッヒは、一つめの事例におけるように周囲の様子から、自分がある行動をとるように期待されていると患者がただ察知することは、「社会的圧力」とまではいえないとする (ebd.)。このように「社会的圧力」という側面を見るならば、スーパーマンが主張したように、自律原理を出発点とし、積極的臨死介助を法的・倫理的に容認することは、個人の自律を侵害するといえる。

しかしその一方で、ディートリッヒは、積極的臨死介助を容認しないことで個人の自律侵害が生じるという別の側面も考察する。そして、ディートリッヒは、明確で真摯な要請に基づく殺害を禁止している現行法は、「自らの生に何ら価値を見出していない重病の患者から重要な決定を下す可能性を奪っている」、と主張する。患者は自らの意思に反して、ただ「苦痛に満ちた屈辱的な」生を送り続けなくてはならない。「死をより小さな禍と見なしている」場合であっても、それでも患者は「苦痛や持続的不快、尊厳がないという感情」に耐え続けなくてはならないのである。このように、「個人の自律」侵害は現に起きている。これに対し、「社会的圧力」は「単に可能性として」想定された自律侵害にすぎない、とディートリッヒは言う (ebd. S. 284)。

以上、自律原理を上位に置いて議論を展開するとするならば、積極的臨死介助容認論によっても否定論によっても、どちらにおいても自律原理侵害は起きることになる。このような考察を踏まえたうえで、最後にディートリッヒは自身の立場を表明する。その際ディートリッヒが目にするのは、消極的臨死介助のケースである。すなわち、もし「社会的圧力」がかかるという理由で積極的臨死介助を禁止とするならば、その主張は消極的臨死介助にも向けられねばならないのではないかと、ということである。たとえば、「在宅での介護を要する重病の患者」が、周囲からの圧力で致死薬の投与ではなく、治療停止をするように迫られることも十分に考えられよう。しかし今までのところ、延命治療の不開始・停止について周囲からの圧力で「個人の自律」が侵害されたという目立った事例は報告されていない⁴。こうした点を斟酌するなら、「積極的臨死介助

4 これに対し、医師・倫理学者・法学者ミヒャエル・パインティンガー (Michael Peintinger) は人工栄養補給中止に関して、社会

法化も道徳的に望ましい」といえる、とディートリッヒは主張する (ebd. S. 286-287)。

このように、ディートリッヒは、臨死介助の社会的容認が周囲の者と患者との人間関係に影響を及ぼすという観点から考察を展開している。すなわち、周囲の者による社会的圧力が患者にかかるのではないかと、という観点である。そのうえで、消極的臨死介助を実施しているケースでは、そのような圧力が認められる目立った報告がないことを理由に、現行法下での積極的臨死介助を望む患者の自律侵害をむしろ重く見るべきだ、とディートリッヒは主張する。

3. 医療者と患者の信頼関係が成立する地平

以上、「耐え難い苦痛」緩和及び「自律原理」という論点に基づく、積極的臨死介助の是非を巡る議論を検討してきた。まず、「耐え難い苦痛」緩和を前面に押し出す積極的臨死介助容認論が検討され、そうした議論が孕む危険性が指摘された。「耐え難い苦痛」緩和に基づく積極的臨死介助容認論は、医師・患者間の人間関係に影響を及ぼす事態を重く見る場合には退けられることになる。次に、「自律原理」を上位に置く場合、「社会的圧力」を重く見て積極的臨死介助を否定する立場と、消極的臨死介助にそれらの圧力が顕著には認められないとして積極的臨死介助を容認する立場の両方が導かれることもわかった。このような事態にあつて、我々はどのようにして方向性を模索すればよいのだろうか。この問いに応答するために、以下ではツィーガーらによる議論を検討したいと思う。

ツィーガーらはまず、積極的臨死介助に対する態度如何によって、治療停止を巡る医療者と患者及び家族間の人間関係が変わることに着目する。そして、医師—患者の信頼関係が成り立つ地平はどこにあるのかという観点から考察を展開する。

ツィーガーらによれば、医師と患者間の関係性の土台は、患者が自らの「意思の思うままにできる」ということではなく、援助を受けられることへの患者側の信頼である、という。そのためには何よりも、会話をする医療者の顔や眼の表情から自分を「絶対に殺さない」という様子を患者が見て取れることが不可欠であるという。そして患者が医師を信頼して援助を求めることができる程度に応じて、自分がほんとうに望んでいることを表明するという患者の自律も可能になるとされる (Zieger et al.:14)。

患者は死が差し迫ってくると、ますます「人間的な親密さや愛情への欲求」を募らせるといわれる。もし、そのような中、「患者の自律」や「耐え難い苦痛」緩和に基づく積極的臨死介助の合理的裏づけが与えられるとするならば、そのことは、治療停止の場面においても変化をもたらすだろう。すなわち、終末期患者との関係において、次のような二つの「おぞましいシナリオ」が想定されるのである (ebd. S. 12)。

一つめのシナリオは、幸福追求への絶望、「身体のコントロール力の喪失」、「身体的な変貌、衰弱、依存」といった患者の様子を周囲が見て取る中で、事前意思表示に代表されるような「患者の自律」を何よりも尊重しようとする周囲の態度から始まる。医師の側は、「患者の意思の充足

的要因が大きな役割を演じることを強調する。すなわち、人工栄養補給中止という「慣例的な行為が自動的になされる」ような現場にあつては、「社会的孤立化」、「コミュニケーションの消失」等が、患者の人工栄養補給中止の決定要因のひとつになっているとされる (Peintinger 2004:235)。

のための助け手」となろうとするであろう。このように患者の意思の充足に重点的関心が向けられることで、かえって「二人が心を通わせる具体的な生活状況」は協へ追いやられることになる。治療停止を望む事前意思があればなおさらのこと、医師の側でも患者の「生を保護」することよりも、患者の意思を尊重することへと方針を変えるだろう。その結果、患者の真の心情が吐露されないまま、患者の気持ちとは裏腹の「孤独な病衰と苦悩」の可能性が高まることになる（ebd. S. 9, 12, 14）。このような論述におけるツイーガーらの主な着眼点は、「社会的圧力」ではなく、医師・患者間の信頼関係が本来育まれるべき場面向けられている。

二つめは、患者の「耐え難い」実存的苦痛に対する直接的な防護策としての積極的に「死を意図する行為」を容認するための合理的裏づけが与えられる場合に起こりうる。そのような場合、治療停止の場面においても影響が起こりうる。すなわち、「生きていても意味がない」という患者の言葉を耳にすると、医療者の方でも苦悩の長いプロセスを共に担うよりも、延命措置を停止することを選択する傾向が高まらないとはいえない。ツイーガーらによれば、「耐え難い」実存的苦痛の訴えは、援助に依存する患者が十分な愛情のこもった心遣いを経験していないことの裏返しであったり、「途方に暮れ」、悲しみを押し殺している家族を見るに忍びないことの表れであったりすることが多いという（ebd. S. 12）。家族は共同決定者というよりは、共に苦悩する存在である。家族にとって患者の光景はむごく感じられ、それを見ることは耐え難いものである。家族も人間相互間の心情的な交わりを求めている。そのような場面でさらに、医師が「耐え難い」実存的苦痛に基づく生命停止を容認しているとしよう。その場合、医師との対話においてはどうしても治療停止へと向かう力学が働くことになろう。すると患者や家族は苦悩が解かれないまま死の場面を迎える可能性が高まることになる。このような論述を通じてツイーガーらは、患者の「耐え難い」実存的苦痛に基づく臨死介助容認の指針が人間関係に及ぼす影響という観点から論を展開しているだけでなく、そのような苦痛が緩和されるための本来あるべき人間関係のあり方を示そうとしている。

以上のツイーガーらによる考察からわかることはこうである。医師と患者間に求められる人間関係が働く場面は、「患者の自律」や「耐え難い苦痛」緩和に基づく臨死介助容認という原則が立てられた後の医師・患者間にではなく、むしろ、それに先立つところにある。

まず、積極的臨死介助のための「患者の自律」ありきということになると、患者の表層的意思表示に基づいて治療停止の判断を下すことにつながりかねない。むしろ、医師の「最期まで援助しようとする」姿勢の下での、患者と心を通わせる具体的生活場面においてこそ、医師—患者の信頼関係が成立するのである。そうした人間関係においてこそ、ほんとうの望みを表明するような「患者の自律」も可能になるといえる。

次に、「耐え難い苦痛」緩和による積極的臨死介助容認という原則が先立つならば、そのことによりかえって、生に対して絶望している患者の様子を見て取る周囲の者は、生命終結への決定にますます傾くことになりかねない。だから、医療者と患者及び家族との人間関係は、医療者側が苦悩の長いプロセスを共に担う姿勢を示すことを出発点とするものでなければならない。自らも十分な愛情のこもった心遣いを受け、家族の苦悩も軽減されている様子を見ることで、患者の実存的苦痛や内面的苦悩も緩和される可能性も高まるといえよう。

また、このようなツイーガーらによる考察を踏まえるならば、次のように述べることができよ

う。積極的臨死介助に対する医療者の態度は、消極的臨死介助との垣根が低いとされればされるほど、治療停止の場面においても影響を及ぼすように思われる。そのためまずは「死を意図しない」という態度を、積極的臨死介助論議にあって持ちうるかどうか問われるだろう。そのうえで、積極的臨死介助と消極的臨死介助を区別することではじめて、「死を意図しない」場面を精査、抽出することができるのではないだろうか。

おわりに

終末期医療の決定の問題について、医療現場における人間関係という側面から考察を進めてきた。ある指針が医療現場に投げ込まれたとき、そこにある人間関係に様々な影響を及ぼすという観点は見過ごすことのできない点であると思われる。この観点を重視するならば、まず、「耐え難い苦痛」の緩和に基づく積極的臨死介助容認論は後退しなくてはならないと思われる。次に、「自律原理」に基づく場合には、賛成・反対の両論が導かれることになる。そのような中、ツィーガーらによる関係主義的考察の特徴は、「患者の自律」もしくは「耐え難い苦痛」緩和の原則が立てられた後の医師・患者間の人間関係のあり方ではなく、それらの原則が立てられる以前の医師・患者間の信頼関係のあり方に着目している点にある。それは、「自律」が可能になり、「苦痛が緩和される」のに寄与しうる人間関係の位相を指摘するものだといえよう。すなわち、苦悩の長いプロセスを共に担うという姿勢を医療者が示した上での親密な会話や、心を通わせる具体的な生活状況の中で育まれる人間関係の位相である。筆者も、人間関係という視点から考察する限り、こうしたツィーガーらによる指摘を斟酌して、積極的臨死介助は否定されなくてはならないと考える。

しかし、かりにそのような心遣いと家族の苦悩緩和の試みがなされたとしても、それでも軽減されないような「激しい苦悩の中にある患者に対して、積極的臨死介助……を拒絶することに、いったい何の意味があるのか」という問いが立てられよう。これは、清水氏や、坂井氏の論述におけるビーチャム、そしてディートリッヒまでもが投げかけている問いである。

この問いに対する人間関係という観点から見たところの、ミュラーによる返答を最後に指摘して稿を閉じたい。こうした患者に対して、我々は「緩和医療、特殊な状況に適った人間相互の徳をはっきりと示すこと、畏怖、誠実、忍耐、感情移入、信頼関係、ユーモア等々」の手だてを最後まで尽くすべきであり、それが必ずしも患者の苦痛を取り除くとは保証できないとしても、そうしたあり方を最後まで続ける人間関係そのものは、患者及び周囲の者双方にとって倫理的に無意味とは言えないとミュラーは述べているのである (Müller 1997:155-156, 191)。

文献

- Dietrich, F. 2009: "Legalisierung der aktiven Sterbehilfe – Förderung oder Beeinträchtigung der individuellen Autonomie?", *Ethik in der Medizin* 21, pp. 275-288.
- Leist, A. 1996: "Das Dilemma der aktiven Euthanasie – Gefahren und Ambivalenzen des Versuchs, aus Töten eine soziale Praxis zu machen", Körner, U. (Hrsg.), *Berliner Medizinethische Schriften* 5, pp. 3-39.
- Müller, A.W. 1997: *Tötung auf Verlangen - Wohltat oder Untat?*, Verlag W. Kohlhammer: Stuttgart/ Berlin/ Köln.
- Peintinger, M. 2004: "Künstliche Ernährung. Ethische Entscheidungsfindung in der Praxis", *Ethik in der Medizin* 16, pp. 229-241.
- Spaemann, R. 1997: "Es gibt kein gutes Töten", Spaemann R., Fuchs T. (Hrsg.), *Töten oder sterben lassen?*

- Worum es in der Euthanasiedebatte geht*, Herder:Freiburg/ Basel/ Wien, pp. 12-30.
- Zieger, A., Holfelder, H.H., Bavastro, P., Dörner, K.(Zieger et. al.) :“Sind ‘Patientenverfügungen’ ein geeignetes Mittel für ein ‘Sterben können in Würde’. Kritische Überlegungen aus beziehungsethischer Sicht”, <http://a-zieger.de/Dateien/Publikationen-Downloads/Patientenverf.pdf> (accessed April 18, 2012).
- 坂井昭宏 2004:「自然の流れと生命の終止——自発的安楽死擁護の試み」坂井昭宏、松岡悦子編著『バイオエシックスの展望』、東信堂、185-205 頁。
- 清水哲郎 2000:『医療現場に臨む哲学Ⅱ——ことばに与る私たち』、勁草書房。
- 清水哲郎:「医療現場における意思決定のプロセス——生死に関わる方針選択をめぐる」『思想』No.976 (2005年8号)、4-22 頁。
- 立岩真也 2004:「より苦痛な生 / 苦痛な生 / 安楽な死」『現代思想』Vol.32-14 (2004年11月号)、85-97 頁。
- 船木祝 2006:「『自己決定』に制限はあり得るのか——ドイツ積極的臨死介助容認論と反対論の検討」『医療と倫理』6号、27-34 頁。
- 船木祝 2007:「終末期医療の決定における『患者の推定的意思』について」『臨床死生学』Vol. 12、No. 1、1-8 頁。
- 松田純 2012:「ドイツにおける患者の事前指示の法制化と医師による自殺補助をめぐる議論」『生命倫理研究資料集 VI 世界における終末期の意思決定に関する原理・法・文献の批判的研究とガイドライン作成』、平成 23 年度基盤研究 (B) (一般) 課題番号 23320001、富山大学、4-18 頁。
- 盛永審一郎 2007:「ヨーロッパにおける終末期の意思決定」『終末期医療をめぐる法的・倫理的規制のあり方への提言』、富山第一銀行研究助成報告書、富山大学、25-51 頁。
- 山本達監訳 2006:『ドイツ連邦議会審議会中間答申 人間らしい死と自己決定——終末期における事前指示』、知泉書館。

工学教育の変革に資する技術者倫理教育の研究

比屋根均（ラーテン技術士事務所）

要 旨

技術者倫理は多義的で、日本においても様々な主張が並存する。しかし、日本の工学教育に求められているのは技術者教育への転換であるから、この課題により適した技術者倫理の内容であることが望まれる。工学教育には、技術者倫理、エンジニアリング・デザイン（構造化されない問題の解決）、コミュニケーションの三つの弱点が指摘されており、それぞれ独立した課題として別々に取組まれる傾向にある。しかし、これらは従来の、一般原理を最上位に置き、具体的な問題解決を最下層に置く知識の階層性を前提とした、「技術プログラム」教育に起因する同一の問題の諸側面として把握すべきであり、それらは関連している。この弱点を克服した、コミュニケーションとエンジニアリング・デザインの基礎を培うような技術者倫理教育は、次のような内容を含むことが望まれるだろう。すなわち、技術者の実践生活と学生生活との違い、コミュニケーションの難しさの根源としての倫理や価値の非斉一性、科学・技術知識の正しさの限界とそれを超えていく方法としての試行錯誤、創造とルールの関係、現実に正しく向き合うための方法論、諸価値基準、そして技術の内的合理性と外的合理性の両方から決まる安全の考え方、である。

A Study on Engineering Ethics Education for Improving Engineering Education in Japan

Hitoshi HIYAGON (LArTEng Professional Engineer Office)

A study on engineering ethics education for improving engineering education in Japan

Engineering ethics has multi-meanings, and commentators and teachers of engineering ethics have different understandings and opinions. What is required for engineering education in Japan is the shift from the conventional education on engineering science to the new model that focuses on nurturing professional skills as responsible engineers. So what we are expected to do is to meet such a requirement, by developing desirable and effective educational contents. The conventional model of education for engineers in Japan are facing with three weak points: engineering ethics, engineering design (solution for problems that is not structured) and communication. These three are often considered to be separate issues and thus dealt with separately. However, these problems should not be understood as three mutually independent ones as they are mutually interrelated and interlocked in conventional Technological Program education. It presupposes knowledge as hierarchical and top-down, with “general principles”

at the highest level and “concrete problem solving” at the lowest level. To overcome these problems and to provide a theoretical foundation for engineering design and communication, engineering ethics education will be expected to offer the following seven elements: (1) to clarify differences between practical life as an professional engineer and academic life as a student, (2) to understand characteristics of the non-uniformity of ethics and pluralistic nature of values that often make communications difficult, (3) to develop a trial-and-error method to transcend the limits of “correctness” in science and engineering knowledge, (4) to understand the relationship between the creation and rules, (5) to understand methodology of recognition to deal with reality, (6) to understand values and norms, and (7) to acquire a way of thinking on safety that is determined from both internal and external rationality of technology.

はじめに

技術者倫理¹は、その多義性ゆえに様々な捉え方が可能であり、日本においても様々な主張が並立している²。しかし、今の日本の工学高等教育機関に求められている技術者教育への転換という文脈の中で、その果たすべき役割から捉えるなら、技術者倫理教育が具えるべき内容をもう少し限定しておくべきである。技術者教育への転換の課題は産業界を含む社会からの次のような能力養成の要求に効果的に応えようとするすることでもある。複雑で不確実で曖昧な現実の問題を解決すること、その中で非倫理的な帰結を避けつつ様々な利害を調整すること、リスクを市民に説明も無く一方的に押し付けるような無責任な態度ではなく、配慮のある判断や行動などのできる技術者人材の養成である。残念ながら日本ではこれまで、技術者倫理教育をこのような社会の要求に関係づけては議論されてこなかった³。その結果、現在提案されている技術者倫理の教科書の多くは、このような社会の要求を踏まえた技術者教育の転換に対して効果的に応えられている保証はない。

本稿の目的は、工学教育から技術者教育への変更要求への文脈において、技術者倫理教育に求められる内容を検討することである。しかし、様々な制約からその全ての側面を論じることはできないので、ここでは課題認識や行為の不確実さなど、“技術の行いにおける知の真理性”の側面から考えていく。技術の営みは社会的かつ組織的であり、例えば社会と組織の二つの規範のジレンマなども技術者倫理のテーマであるが、ここでは主要な論点としては取り上げない。しかしこの方針は、このような文脈でのはじめの検討としては適切であろう。なぜなら、技術者の専門性の本質は技術的な行為や人工物に対する他者にはできない真なることの実現にあるからである。

以下、まず工学教育への批判や変更要求と、それへの現状の技術者倫理教育の側の対応の仕方

1 この領域を扱う倫理の名称として、‘工学倫理’や‘技術者倫理’など幾つかの言葉があり、使用者によって指す内容も微妙に違っている。本稿ではJABEE^(注9)で採用された‘技術者倫理’を使用する。以下、記述を簡易にするため、引用元で使われている他の表現を個別に断ること無く‘技術者倫理’に変換して記す。

2 石原 2003 のレビューと藤木・杉原 2010 のレビューに詳しい。

3 本稿に近い検討に大石 2009, 2011 がある。そこで大石は倫理問題と設計問題との関係の議論を検討し、この両者が類似的なのは答えの出せないこともあるプラグマティックな問題解決の面であることを指摘し、一つの合理的な答えが出るような設計問題や倫理問題を想定してはいけないと主張している。本稿は大石の主張を、技術者教育確立の文脈にのせた上で、更に具体的に検討しているもの、と言えるかもしれない。

の確認から始め、次にこの変更要求が求める本質的な問題を見定めた後、これに対して効果的に応える技術者倫理教育の内容について考察していく。

1. 工学教育への批判・変更要求とこれまでの工学教育・技術者倫理教育の対応

1.1 工学教育への批判・変更要求と技術者倫理の教育者たちの対応

最新の国勢調査⁴によると、技術者と自然科学系研究者の比はおよそ15:1である。このことは、工学教育を受けた者の多くは技術者になることを示している。そのため、技術者を含む技術を創造し実践する行為者（以下、技術行為者）への要請は、そのまま工学教育にも求められることになる。であるなら、今の時代の工学教育への要求は次のようなものと考えてよいであろうし、それに対する技術者倫理教育者（教科書執筆者）の対応も次に示すようなものであろう。

(1) 技術的な事故や不祥事とその予防

技術者倫理とその教育の必要性を語るとき、どの教科書でも様々な事故事例を題材として用い、また事故や不祥事を減らす効果に言及している。確かに技術行為者の倫理性が特別に問われるのは、事故や不祥事の場面である。「技術者倫理は予防倫理」⁵と言われるように、技術者倫理の第一の要求は、技術行為者たちが事故や不祥事を予防できるようにすることであるし、そのことは技術者倫理の教育者たちの認識でもある⁶。

(2) 技術行為者が自らの利益を公益に優先させていないかという疑い

技術的な事故や不祥事の際にいつも問われるのは、利潤などの経営的な価値を安全性などよりも優先するような企業や組織の体質への疑いである。これについては、公衆優先原則⁷がほとんどの技術者倫理綱領に盛り込まれており、またそれを取り上げることによって、技術者倫理の教育者たちも対応している。

(3) 公衆道徳や、公衆への説明などのコミュニケーションにおける倫理性の要求

技術的な事故や不祥事で説明責任が問われたとき、説明会見での言葉遣いや態度がかえって反感を買って批判を受けることも珍しくない。しかしこの点については、日本の技術者倫理教科書では殆ど取り上げられていない⁸。その理由は、このような倫理は技術者として特別に求められる

4 平成17年国勢調査によると、自然科学系研究者14.2万人に対し、技術者は214万人である。（総務省統計局2008）

5 技術者倫理は、技術者個人のミクロな問題として捉える立場から、近年は社会的文脈の中で捉えるマクロな視点を導入するように変化してきているが、その目的は予防倫理であり続けていると筆者は理解している。事故や不祥事の予防という目的は、例えばハリスら2005にみるように今も中心課題であり続けているからである（藤木・杉原2010-29頁参照）。また、スペースシャトル・チャレンジャー号爆発事故などの事故事例は技術者倫理事例として定番である。

6 例えば、中村ら2009は、技術者に求められる高い倫理性について次のように述べ、事故や不祥事の予防効果こそが技術者倫理の目的であると主張している（33-4頁）。「清く・正しく・美しい技術者になれ」といっているわけではない。技術者だけに、世間の風潮から超然とした倫理的な行動をとることを求めているわけでもない。ただ、『危険なものを安全に使いこなす知恵』を正しく使わないと、恐ろしい結果が待っていることだけは忘れないようにしたい。危険はどんな姿でやってくるかわからない。（中略）高い倫理性とは、そういうことを指す。それ以上でもそれ以下でもない」。

7 多くの技術者倫理綱領に盛り込まれている、公衆の安全・健康・福利（福祉）を最優先にすることを要求する原則。この原則はほとんどの技術者倫理の教科書で取り上げられている。

8 多くの教科書で、黄金律や義務論などの一般的な倫理原則を取り上げているから、このような倫理性も取り上げていると言えなくはない。しかし、公衆への説明の場面が事例として取り上げられることは殆ど無い。

倫理ではなく、一般的な公衆倫理に属するものとみなされているからであろう。確かにこのような問題は、公衆道徳、あるいは日本技術者教育認定機構（JABEE：Japan Accreditation Board for Engineering Education）⁹が技術者倫理と並んで課題としているコミュニケーション能力の問題と見なすこともできるだろう。

(4) 複雑で不確実で曖昧な状況に対応できる人材の輩出

最近、工学系学協会のある会合で、産業界から工学教育に次のような苦情が寄せられていると紹介された。「大学は、我々が直面するような複雑で不確実で曖昧な状況に立ち向かい解決していきけるような、創造的な人材を輩出していない。」¹⁰ このような要求は、世界に追いつけ追い越せてやってきた日本の技術産業界が、世界に肩を並べるまでに発展し、他国技術の真似ではなく、独創的であることが求められるようになってから久しく言われ続けていることでもある。しかし、これはJABEEが課題として認識しているエンジニアリング・デザイン（後述-2.1(2)）の問題領域と考えられており、多くの技術者倫理の教育者たちは自分たちの問題とは考えていないようである。¹¹

1.2 米国における工学教育への批判と米国技術者の回答としてのEC2000¹²

1.1節に示した日本の工学教育への変更要求に対して、具体的な運動として取組んでいるのがJABEEである。ここではJABEEをはじめとする日本の工学教育が抱える課題を検討する前に、まずそのような状況や運動のオリジナルである、米国における工学教育への批判と、ABET¹³を中心とする米国技術者協会などの対応について確認する。

ABETは技術者教育認定に関するワシントン協定¹⁴の中で最も影響力のある団体の一つである。その加盟団体から日本の工学教育に不足している内容として指摘されたのが、エンジニアリング・デザイン、技術者倫理、コミュニケーションの三つの課題であった¹⁵。これらの内容はABETが1996年に公表した技術者教育認定基準であるEC2000に初めて盛り込まれたものであり、それがワシントン協定を通じて日本にもたらされたのである。

9 1999年設立。2001年に公表された認定基準に技術者倫理、エンジニアリング・デザイン、コミュニケーションの三つが明記された。現在の基準は2011年に改訂されており、新たにチームワークが加えられている。（日本技術者教育認定機構2008、2011）

10 日本機械学会2012年度総会で、概略このような内容のエピソードが紹介された。

11 産業界を含む社会にこのような人材排出への要求があるという事実は、それだけでこの課題が工学高等教育機関が解決すべきであるということに直結するわけではない。工学教育と就職先での社員教育との役割分担の中で、後者の役割に区分することもできるからである。実際、工学教育者にはそのような意見も多い。しかし、筆者は技術企業の中で、社会人として使いものにならずに落ちこぼれてしまう者が10名に1名くらいの割合で発生しており、とりわけ日本で一般に優秀と見なされている大学工学部（これらの教育機関はJABEEに対して関心が低い傾向がある）の卒業生の中にそのような者が多く見られることを実際に見てきている。このような卒業生の社会人・技術者としての資質の欠如を解消するのは、それぞれの就職先の個別的な社員教育ではなく、工学教育が分担すべき一般的な教育課題と見なすべきである。なお、今の工学教育にそのような教育が望めるかという現実問題も“べき論”とは別に考えなければならないが、その解決には技術者の工学教育への積極的な参入や活用が必要だと筆者は考えている。

12 Engineering Criteria 2000. ABET^(注13)が2000年から適用を始めた認定基準。21世紀の技術者像を提示したとされる。ABETが採用してきた従来の技術者教育内容に、エンジニアリング・デザイン、技術者倫理、コミュニケーション、チームワークを新たに加えるとともに、認定基準として、何を教えたかではなく、学生達が何を身につけたかという成果で評価するように変更された。ABET2006, Lattuca et.al.2006-1,2 参照。

13 Accreditation Board for Engineering and Technology. 米国における技術者教育認定機関。1932年にECPD (Engineers' Council for Professional Development) として設立、1980年に現在の名称となる。米国では、20世紀前半から既に技術者教育認定が行なわれていたこと、その内容が世紀末にEC2000として大きく見直されたことに留意されたい。

14 技術者教育相互認証協定、1989年に英米系6カ国で締結。JABEEは2005年に正式加盟。

15 このような指摘のあったことは様々なところで論じられている。例えば、長島昭2006では、この指摘を「日本の高等教育の本質的な欠陥を指摘するもの」（28頁）という認識を示している。

米国の技術者協会や ABET が EC2000 に至る背景には、米国における工学教育への批判がある。その概要は以下のとおりである¹⁶。

「戦中戦後の米国の工学教育は、技術的知識とスキルの重点化によって、軍需関連技術の改善を通じて、合衆国によく貢献した。しかし、1980年代までに経済が軍需から民需に変化すると、新卒者たちは技術的にはよく準備されていたが、(a) 競争的で創造的なグローバル市場におけるプロフェッショナル・スキルを欠いていること、(b) コミュニケーション力やチームワーク力の乏しいこと、さらに (c) 技術的な問題解決や品質プロセスへの社会的または非技術的な影響を認識する力の無いこと、などに対して雇用者たちは不満を表明した。そして多くの国家的なレポート¹⁷ が工学教育を変革すべきだと主張した。

このような批判を受けて、1992年頃に始まった米国の技術者協会や ABET における検討は、1994年には大学総長、学部長、教職員、また経営者や民間のプロフェッショナル、州や政府の研究者など125人以上からなるワークショップによって EC2000 に纏められ、パブリックコメントを経て1996年に承認された。」¹⁸

1.3 JABEE の意義

日本の教育現場では、JABEE による工学教育改革を“外圧”、すなわち国内の理由では無く、もっぱら国外に起因するものとして消極的に受け止める傾向がある¹⁹。しかし、そのように考えてよいのは、1.2節で見た米国における工学教育への批判が、今の日本の工学教育に当てはまらない場合だけであろう。しかし1.1節で見た日本における技術行為者への批判は、米国における批判内容に極めて似ていることは、次に示すように明らかである。

まず、1.1-(1) 技術的な事故や不祥事とその予防要求や、1.1-(2) 行為者が自らの利益を公益に優先させているのではないかという疑いは、技術的な問題解決や品質プロセスの際に、技術的なこと以外への配慮が必要なことを示しており、これらへの社会的または非技術的な影響(1.2-かぎ括弧内(c)) そのものと見ることができる。また、1.1-(3) 公衆道徳や、説明などのコミュニケーションにおける倫理性の要求は、コミュニケーション力の乏しさ(同(b))と関係が深い。さらに、1.1-(4) 複雑で不確実で曖昧な状況に対応できる人材への要求は、競争的で創造的なグローバル市場におけるプロフェッショナル・スキルの欠如(同(a))そのものである。

そして、米国では軍事技術の時代から民間技術へと経済をリードする時代へと変化し、1980年代までに技術者に対して創造性などの新たなスキルが要求されたのと同様に、日本でも欧米の先進国に追いつけ追い越せでやってきた時代が終わったときに、従来の先進国の物まねではなく、独創性が求められるようになった。経済構造の変化の中で、複雑な問題に立ち向かい創造的に解

16 Lattuca et al.2006-2の初めの部分を、筆者が意識・要約した。

17 例えば、ASEE 1987, NRC1985, NSB1986, NSF1989などが挙げられている。Lattuca et.al. 2006-2 参照。

18 EC2000の成立過程で、産業界、技術者協会、工学教育界などの幅広い議論や取組みがあった米国と、同等の基準をJABEEによって工学教育界が先行して受け入れた日本とは、大変事情が違っている。2.1節に見るようにJABEEは困難に直面しているが、日本の産業界や技術者がJABEEの運動に積極的に関与していないことが、その背景的な原因になっている。JABEEが1.1節で見た日本の社会要求に応じて本質的な成功をおさめるためには、技術者教育への要求をそのような日本の事情に馴染むように“内容を薄める道”ではなく、この運動への“技術者の参入・協力を図る道”が選択されるべきである。

19 例えば菊池 2004 は、「近年の日本における技術者倫理は、APEC 対応が発端で、『産業指向(科学技術創造立国)』『外圧』『上から』『技術者倫理と限定したところから出発』を特徴としており、米国とは対照的(9頁)と指摘している。また本稿時点においても、JABEE 関係者によれば、JABEE 認定から撤退する動きが工学高等教育機関の中に現れてきているそうである。その受け止めの消極性がうかがえよう。

決できる能力が技術者に求められるようになった状況も、日米共に同じなのである。

このように ABET が EC2000 でラディカルに工学教育を変更しようとした米国の状況は、JABEE が登場した日本の状況と極めてよく似ている。そのような状況に立ち向かう教育改革として、米国の技術者協会と工学教育界を中心とした議論によって生み出されたのが EC2000 であり、それを日本に導入したのが JABEE である。JABEE の運動を単なる外圧として軽視するのは、米国と類似した事情にある日本の工学教育の問題を直視しない態度でもあるだろう。本稿の狙いは、技術者倫理教育を JABEE の成功に結びつける内容として確立することである。

2. 工学教育の三つの弱点の相互関係と技術者倫理の課題

JABEE の課題における技術者倫理の位置や役割を考えるためには、ABET などから指摘された日本の工学教育の三つの弱点：エンジニアリング・デザイン、技術者倫理、コミュニケーションが、それぞれ現時点における日本の工学教育のどのような問題と対応しているのか、またその解決における各課題の関係について確認しておく必要がある。

2.1 三つの弱点から見た工学教育

(1) 技術者倫理教育者の立場

「従来の工学教育に技術者教育として不足しているのが、技術者倫理、エンジニアリング・デザイン、コミュニケーションである」という指摘は、この三つがそれぞれ独立した弱点であるかのような印象を与える。そして技術者倫理教育者の多くもそのように理解していると思われる。より正確には、工学系・技術者 OB の多くはそのように独立した課題と受け取り²⁰、人文社会系の研究者もこのような見方に少なくとも明確な批判はしていない²¹。このことは、1.1-(3) 公衆道徳や、説明などのコミュニケーションにおける倫理性要求を技術者倫理から除外していることにも²²、また 1.1-(4) 複雑で不確実で曖昧な状況に対応できる人材の輩出をエンジニアリング・デザインの課題とみなし、それとの関係で技術者倫理を捉えなおしていないことにも²³ 現れている。

20 例えば、化学技術者 OB である中村ら 2009 は「守備範囲を、(中略) 技術者個人(単数または複数、以下同様)が仕事のうえで、倫理にかかわる問題に出会った場合に、どのように対処するべきかに限定する」(11頁)と述べている。また、技術士(=プロフェッショナル・エンジニアとして国際同等性を持つ日本の国家資格)でもある杉本ら 2008 は、「理工系学生や技術者は、すでに、してよいこととしてはいけないことの区別がつく。技術者としての生活において、倫理の実現を妨げる要素があるとき、それに対処する手がかりを与えること、そしてそれに立ち向かう勇気を与えること、それが倫理教育の目的といえよう。」(17頁)と述べ、両者とも、仕事の中身であるエンジニアリング・デザインやそれに付随するコミュニケーションが原因して倫理問題が発生するような状況は想定しておらず、そのような側面からの事例も扱っていない。

21 例えば、札野 2004, 2009 は「Philosopher-Engineer を目指して」と題する章の中で、「『人類の利益』とは何かという『価値』に関する根本問題に当事者として対峙できなければならない。」とし(札野 2004, 331-2 頁、札野 2009, 223-4 頁)、札野 2004 では続けて、「さらに、科学技術に直接関わる『価値』だけではなく、その他のさまざまな『価値』についてもバランスを取りながら最適な『判断』ができなければならない。このような判断は、時として政治的なものとなり、ワインバークのいう科学技術をこえた領域での意思決定の世界、すなわちトランス・サイエンスの問題である」と述べ、実質的にエンジニアリング・デザインやコミュニケーションが問題となるレベルの倫理も要求してはいる。しかし、他方ではこの二つのいずれかの領域と明示的に関連付けようとする事例の扱いは見られない。その点で技術者倫理の具体的な内容としては工学系・技術者 OB と同じ態度を取っていると言われても仕方が無いのである。

22 例えば、杉本ら 2008 では「技術者の説明責任」を論じた箇所ですべて「技術者には、2 種類の人間関係がある。特定の業務の相手方との人間関係と、不特定多数の公衆を相手とする人間関係とである。」とした上で、公衆との関係について、「科学技術との関係で、公衆は『よく知らされたうえで同意』をするために、『知る権利』(right-to-know)があり、これに対して、技術者は、公衆の信頼を得て公衆が納得するように「情報を開示」する責任がある。」と主張するのみである。公衆に対して直接説明責任を果たす可能性については「公衆は(中略)いくら説明しても、技術者ほど理解できるはずがない」として、信頼感を与えることの大切さを説き、その方法として情報開示の必要性を説くに留まっているのである。(169-70 頁)

23 エンジニアリング・デザインと技術者倫理との関係については、両者の類似性の観点からむしろ人文社会系がよく扱っている。例

しかし、社会あるいは非技術的なことが技術に及ぼす影響の一つである技術者倫理を、他者との相互関係という意味で社会的な行為であるコミュニケーションとも、社会や他者を含む複雑で不確実で曖昧な状況に対応するエンジニアリング・デザインとも切り離せると判断するには、次の五つの条件が整っていることが必要なはずである。

すなわち、公衆道徳やコミュニケーションと切り離せるかどうかについては、①これらの倫理的側面が別の教育科目として既に確立しているか、②記者会見などに現れるような社会とのコミュニケーション的な側面の倫理性が技術的な行為に影響を与えるものではないか、さらには③コミュニケーション能力の不足が技術的な事故や不祥事の原因になっていないか、という三つの条件が関わる。またエンジニアリング・デザインと切り離せるか否かについては、④エンジニアリング・デザインのスキルを欠くことが倫理的に問題視されるような行為に結びついていないか、⑤逆に何らかの倫理的な能力がエンジニアリング・デザイン能力に影響しないか、が関わる。

これらのうち①の条件については、いまや社会の構成員一般に必要なと考えられていることから、ここでは除外する。問題は②～⑤の条件である。2.2節では④と⑤から見ていくことにするが、その前にエンジニアリング・デザインとは何かについて確認しておく。

(2) エンジニアリング・デザインとは何か

エンジニアリング・デザインのスキルとはどのようなものであろうか。また、それを欠いた工学教育にはどのような問題が生じるのであろうか。実はエンジニアリング・デザイン教育に取り組んでいる JABEE も、その整備課題を達成できず困難にぶつかっているという。(大中 2009, 2010)

大中 2009 によると、JABEE が認識するエンジニアリング・デザインのスキルとは、次のようなものである。

「エンジニアリング・デザインとは、数学、基礎科学、エンジニアリング・サイエンス（数学と基礎科学の上に築かれた応用のための科学とテクノロジーの知識体系）および人文社会科学などの学習成果を集約し、経済的、環境的、社会的、倫理的、健康と安全、製造可能性、持続可能性などの現実的な条件の範囲内で、ニーズに合ったシステム、エレメント（コンポーネント）、方法を開発する創造的で、たびたび反復的で、オープンエンドなプロセスである。」「実際のデザインにおいては、構想力／課題設定力／種々の学問、技術の総合应用能力／創造力／公衆の健康・安全、文化、経済、環境、倫理等の観点から問題点を認識する能力、およびこれらの問題点などから生じる制約条件下で解を見出す能力／構想したものを図、文章、式、プログラム等で表現する能力／コミュニケーション能力／チームワーク力／継続的に計画し実施する能力などを総合的に発揮することが要求され、そのようなデザインの能力は内容・程度の範囲が広く、デザイン教育は技術者教育を特徴づける最も重要な要素であり、対象とする課題はハードウェアでもソフトウェア（システムを含む）でも構わない。」(大中 2009, 2, 4 頁)

要約すると、「エンジニアリング・デザインとは、工学的その他の専門知識を現実の問題状況に対して適切に適用していく創造的で総合的な作業」であり、そこに働かせるべき知恵は、まず数学、

例えば Whitbeck2000 では「設計としての倫理」という一章があり、札野 2004 ではその考え方を踏襲している。大石 2009, 2011 ではその両者の類似性をプラグマティックな解決をすることに求めている。その一方で、工学系・技術者 OB の中で設計の不確実さやその中にある曖昧さの中で倫理問題を捉えているのは、現時点では比屋根 2012-2 だけと思われる。

基礎科学、エンジニアリング・サイエンスなどに人文社会科学等の知識も加えたものである。そして、それらの知恵を適用した方法（システム、エレメント、コンポーネント）は、適用された知識に対する内的な合理性を持つことになる。またその方法は、経済的、環境的、社会的、倫理的、健康と安全、製造可能性、持続可能性などの現実的な条件に対して合理的であるという意味で、外的な合理性も求められることになる。このような内外両面からそれぞれに合理性が求められる適用のプロセスは、内的合理的に組み上げられていく方法が、外的な合理性をどの程度満たしているかを確認しつつ、その不足を解決するように内的合理的に組み直す、といった反復的なプロセスにならざるを得ない、ということであろう。

また、そのとき考慮すべき外的な制約条件は、初めから全てが決まっているわけでも決めることができるわけでもない。例えば、製品寿命と製品価格という二つの特性の単純な組み合わせを考えても、短寿命・低価格製品を何回も買い換えるか、高価な長寿命製品を買うかは、最初から条件として与えられるものではなく、検討すべき製品群があって初めて具体的に比較すべき条件が明らかになるものである。それぞれの方法の持つ個別的な特性（力学的、化学的、生物学的、情報システムのなどの工学的特性と、時間的、経済的、環境的、社会的、倫理的、持続可能性などの諸特性が、その方法に特徴的にバランスしている）に特有な制約条件が生まれ、それに対して個別に評価を下し、望ましい条件を満たすために残された問題を明らかにして、更にその問題を含む全体としての要求を満たせるように検討していく。このような、決して網羅的ではなく、実際の検討文脈に依存した反復的なプロセスは、検討すべき方法の組み合わせが際限なく考えられるために、本質的にオープンエンドなプロセスにならざるを得ない。エンジニアリング・デザインに関する大中 2009 の定義は、以上のようなことを述べている。

この定義を問題解決という側面から見ると、問題は最初から明らかなことは少なく、一般には曖昧で条件が確定していないところから出発し、反復的な検討プロセスを進めることで、適切な解法とともに、その解法に条件付けられて問題そのものも同時に明確になっていく、ということになる。問題解決のプロセスは、曖昧な問題状況を解決可能な方法によって明確にしていくプロセスなのである。

このようなエンジニアリング・デザインのプロセスは、工学的知識を現実に応用するプロセスであるから、工学等の合理的な知識を生み出す活動の対極に必ず働いていたはずである。工学を担う研究教育機関ではその必要性を認識していなかったにしても、技術の適用の現場ではエンジニアリング・デザインは重要なスキルであり続けているに違いない。工学教育が1980年代までこのようなスキルに無関心でいられたのは、このプロセスが本質的にオープンエンドであるにしても、実際には極めて限定的な条件のみを対象に、少ない反復だけでも問題ないと考えられてきたことにもよる。その頃までは、現実の問題は今ほど複雑で不確実で曖昧だとは考えられていなかったのである。

(3) 工学教育の本質としての「技術プログラム」

一方、従来からの工学教育における工学とはどのような知恵であろうか。あるいは工学教育は技術をどのように認識しているのだろうか。これらについては今でもよく参照されている定義、

日本の8大学工学部長懇談会による検討会の次の定義がある²⁴。

「工学とは数学と自然科学を基礎とし、ときには人文社会科学の知見を用いて、公共の安全、健康、福祉のために有用な事物や快適な環境を構築することを目的とする学問である。工学は、その目的を達成するために、新知識を求め、統合し、応用するばかりでなく、対象の広がりに応じてその領域を拡大し、周辺分野の学問と連携を保ちながら発展する。また、工学は地球規模での人間の福祉に対する寄与によってその価値が判断され、その成果には社会的責任を持つ。」

「工学教育とは技術者・研究者に必要な工学におけるスキルと知識を与えることである。スキルとは『物事を正しく行うことの出来る能力』であり、また『問題と解答との間のスペースを埋めることのできるプロセスを構成する能力』である。工学に関するスキルによって技術者・研究者は専門分野の知識を駆使し、関連分野の知識を関連付け、統合し、また、その後の学習の習慣を身に付ける。」

「技術とは自然や人工の事物・システムを改変・保全・操作して公共の安全、健康、および福祉に有用な事物や快適な環境を作り出す手段である。それらの人間の行為に知識体系を与える学問が工学である。」

「技術者とは工学を駆使し、技術にかかわる仕事をする職業人である。」

ここで示されている工学像は、次のように解釈できる。

工学とは、数学と自然科学を主とし、必要に応じて人文社会科学の知見を用いて、有用な事物や快適な環境を作り出す手段に関する知識体系である。技術者は工学という知識手段を用いて技術的な仕事をする。しかし工学教育が育成するスキルは、工学知識から内的合理的に組み上げる意味で「物事を正しく行うことの出来る能力」であり、「(確定された)問題」と解答との間のスペースを埋めることのできるプロセスを構成する能力」であって、エンジニアリング・デザインのような「問題を確定していく」能力、すなわち適用の能力は含まない。その理由は恐らく、適用のスキルについては特に高等教育機関で扱うべき内容では無く、「テクニカルな問題」として技術の現場に任せてよいものと見なされているからである。そのような認識から、工学は適用の成果が地球規模での人間の福祉に対する寄与によって価値評価されるとき、適用者である技術者を飛び越えて、あるいは技術者を工学者に含める形で、その成果に直接的に社会的責任を持つことを表明するのである。

しかし、このような考え方は、工学としては当然なのである。なぜなら、工学は科学の発展により社会発展に寄与するというF.ベーコン以来の産業主義の思想を体現するのがその役割だからである。そこには、上位に数学や基礎科学を置き、そこから応用科学や工学を導き出し、さらにそこで作り出された方法論的な知識を技術者が現場で実践する、という知識の適用の流れが想定されている。工学が担当するのは、技術者が現場で活用できる上位の知識を作り出すことであり、その上位の知識を持った人材を社会に供給することである。そして技術者がその知識を適用することによって社会は科学技術の恩恵を受け発展することができる。

²⁴ 工学における教育プログラムに関する検討委員会1997(92頁)で報告された定義であり、現在でもしばしば引用される。

このような構想に基づく工学の研究教育の役割分担を「技術プログラム」と呼ぶなら、「技術プログラム」は1980年頃までは米国でも日本でも根本的な批判を受けることなく社会に貢献できていたのである²⁵。

しかし、「技術プログラム」は米国においては1980年代から批判され始め、1990年代末にはその応答としてEC2000が提示されたのであった。この時期は同時に、技術者倫理への要求が高まってきた時期でもあり、その背景には様々な不祥事や事故の発生があったと認識されている。この「技術プログラム」教育の問題が明らかになった時期と、技術者倫理を要求する背景となった事故や不祥事の時期が重なっているため、この二つの間の関係を検討してみる必要がある²⁶。

2.2 「技術プログラム」と「倫理的配慮の欠如」との関係

ここで2.1(1)の最初の問題、すなわち、④エンジニアリング・デザインのスキルを欠いたことが倫理的に問題視されるような行為に結びついていないか、逆に⑤何らかの倫理的な能力がエンジニアリング・デザイン能力に影響しないか、という問題に議論を戻すことにする。

(1) 多面的教育を欠いた理工系教育と「倫理的配慮の欠如」

エンジニアリング・デザインのスキルには、2.1-(2)で見たとおり、工学をはじめとする理数系教育以外にも、人文社会学や、経済的、社会的、文化的、倫理的その他の様々な知識を必要とすることが指摘されている。それに対して「技術プログラム」に基づく日本の理工系教育の現実を見ると、特に思春期～青年期という人間形成の大切な時期に、受験もあって、理数系に偏った教育がなされている。

そのような中では、教育で疎かにされた知の領域については、一般常識以上のことは知らなくてもよいから、科学技術の専門家になっていく学生達は、そのような領域の知がどのようなものかの感覚も、あるいは知識体系として纏まった何かがあることに気づかないままでも教育を修了することができる。その一方で数学や基礎科学を頂点とする技術的に合理的な知識体系だけを教え込まれば、その技術の内的な合理性だけを合理的な知識体系と認めてしまうとしても不思議ではない²⁷。

実際、今でも日本の技術者や工学者の中には次のような主張が存在し、それがまかり通る風土が残されている。

「我々は工学的技術的に合理的な解決をしているのである。素人が口出しするのは、かえってそ

25 F. ベーコン以来の産業主義的思想、上位の数学や基礎科学から応用科学や工学を経て下位の技術者が適用する方法的な知識に至る適用の流れ、「技術プログラム」という考え、あるいは1980年代から米国社会で「技術プログラム」が信頼を失ってきたという状況認識などの全ては、ショーン (Schön A. Donald 1983) による。この中でショーンは、エンジニアリング・デザインにおける知の働きを「省察的実践 (Reflective Practice)」というアイデアを使って明らかにしようとした。本稿における「技術プログラム」とエンジニアリング・デザインの対照は、ショーンにおける「技術プログラム」と「省察的実践」の対照と同じであるが、そのスキルの内容としてはショーンの「省察的実践」はまだ曖昧なため、本稿では代わりに大中 2009 のエンジニアリング・デザインを採用した。

26 長島 2006 は、コミュニケーション教育について、「筆者の考えでは、技術者が社会のニーズを読み取り、理解する訓練も含めることが望ましい。一方的に発表すればよいのではなく、双方向であることへの配慮、相手が個人と社会の両方であるという意識、である。技術者の社会性や独善が指摘されることへの対応のひとつである。」(28頁) と述べ、コミュニケーションの課題が、社会のニーズを読み取り、理解するというエンジニアリング・デザインの課題にも関係し、それが技術者の社会性や独善などの倫理の課題にも関係していることを指摘している。本稿の以下の部分は、長島 2006 の主張をもう少し分析的に論証していくことになるだろう。

27 工学部の1年生と2年生に「経験的科学与そうでない学問を分けよ」という問いに対して、1年生は理系科目のみを、2年生は自らの専門領域のみを経験的科學に分類する傾向が見られたという報告(青木 2011)がある。

れを乱して誤らせることになる。」「リスクの発生確率がほんの僅かであれば、それはゼロと見なせると主張すべきではないか。(そうしないと、素人から余計な口出しをされて困る。)²⁸」

このような工学教育の風土の中で教育を担いまた受けてきた工学者や技術者が、現実の複雑で不確実で曖昧な状況に取り組み、技術的な判断をするとき、エンジニアリング・デザインの本質的にオープンエンドな反復プロセスを、自らの持つ技術の内的合理性による判断だけで打ち切り、その外部にあるはずの合理的な知の審判にかけないことが起こりうる。その結果、「倫理的配慮の欠如」したものとして批判されることになる。

このような例として、原子力におけるシビア・アクシデントへの対策要否の判断を挙げることができる。工学者・技術者など原子力技術の推進者たちは、シビア・アクシデントのリスクを見積るとき、その原子力技術の内側で評価可能な‘発生確率の低さ’だけを評価して、このリスクは考慮しなくてよいと主張した。しかし、リスクとは工学的にも「危害の発生確率×危害のひどさ」という二つの要素の組み合わせによって評価されるものである。そのうち「危害のひどさ」は、原子力技術以外の国土や生活・経済活動全般に関わることであるから、外的な合理性によって評価し判断されるべきもののはずである。そして、もし外的合理性から先に判断したなら、「危害のひどさ」だけから「原発そのものを止めるべき」という結論を出すこともありえたのである。しかし、工学者・技術者など原子力技術の推進者たちは、自らの内的合理性によってのみ判断ができる範囲でオープンエンドな検討を打ち切り、「倫理的配慮に欠け」た、自らに都合の良い結論を出してしまっていた。

そしてこのような技術の内的合理性だけで判断を終わらせようとする態度は、その外側からの要求や批判を「非合理的」な意見として退ける態度に繋がり、このことがコミュニケーション上も非倫理的で独善的な態度となって現れる。

(2) 理論偏重の「技術プログラム」教育の弊害と「倫理的配慮の欠如」

教育の中で重視されなかったことだけでなく、「技術プログラム」に基づいて重視される教育内容にも次のような問題が指摘できる。「技術プログラム」は、科学的な知識を応用して技術的な方法を実現することを目的としており、応用の始まりは既に正しさが確認された知識であり、その理論に合致していることが正しさの必要条件となる。そのような教育を受けることによって、観察事実や実験事実よりも理論的な正しさを“正しさ”の基準と見なそうとする習癖を生んでいる可能性が高く、それが弊害になっている。

実際、「その判断が正しいかを確かめよ」と命じられると、教科書を開いて判断根拠とした理論が間違っていないかを確かめはするが、現実になんてなっているかを確かめようとしないということが技術の現場でもしばしば起こる。それでは現実に行っていることと整合しない判断が下されることになり、その上に立てられた方策も間違っただけならざるを得ない。そのような失敗経験から、技術の現場では“三現主義”²⁹すなわち、「現場・現物・現実で確かめる」という耳慣れ

28 このような技術者や工学者の主張は、筆者の元勤務先の技術企業で、あるいは工学系学協会の会合でよく耳にしてきたことであり、本稿執筆の二ヶ月前にも耳にしたことである。技術者や工学者が皆そのように考えているわけではないが、一部の主張として根強くあること、皆多少とも影響を受けているのは確かである。

29 三現主義には二つの定義がある。一つは産業界で従来から使われてきた「現場・現物・現実で確かめる」であり、ここでもそれを採用している。もう一つは、畑村洋太郎が提唱する「現地・現物・現人」であるが、両者の狙いは同じところにあるだろう。(比屋根 2012-2, 7-8, 41-2 参照)

ない用語をあえて用いて、事実を確かめる行動をイメージさせるとともに、その大切さを強調しなければならないのである。

そして理論的な正しさの方に目を向け、現実には起こっている害悪に目を向けないために、対処を誤ったり、遅れたりして被害を広げてしまう「倫理事例」は、今も目前で繰り返されている。福島第一原発事故の際にアメリカから届けられた放射能汚染の実測マップを活用しなかったことについて関係者が謝罪したのは、正にこの事例である。また、同原発の水素爆発後の実際の状況を最初に伝えたのが、間近にいる日本の原発技術者たちではなく、米軍による超高空からの映像であったことは、日本の「技術プログラム」教育が現実確認をいかに疎かにしてきたかを、米国との比較において鮮明にした。

また、科学はその新たな知を生み出す最先端では、技術と同様に試行錯誤が必要であり、既存の理論や技術的な手法を様々に組み合わせて科学の目的を達しようとしているはずである。そういう面から見ると、科学の最先端はエンジニアリング・デザインの特殊ケースであり、ここでは観察事実や実験事実に基づくことこそが大切である。しかし、「技術プログラム」は、その知を生み出す最先端の科学の営みよりも、生み出された知を出発点として実際に応用することを重視するため、教育学習から研究生生活に入るときにギャップが生じている³⁰。「技術プログラム」に基づく科学の知識偏重教育は、研究者養成にとっても弊害になっている可能性が高いのである。

そして、科学的知識を正しさの基準と考えてしまう誤解は、現実には即して発信される外部からの要求や批判を、「非科学的」で考慮に値しない意見として退ける傾向を生み、このことがコミュニケーション上も非倫理的で独善的な態度となって現れる。

(3) ルールに従っていれば正しいという幻想と「倫理的配慮の欠如」

工学的技術的に合理的な判断をする上で、規格や基準、仕様などに定められたルールに従うのは重要なことである。技術の内的合理性も、大きく見ると試行錯誤的な実践によって洗練されていくものである。自然科学上の誤りが明らかになった場合（例えば、建築基準の耐震設計）には基準を変更して対処している。また、技術的な営みの中では、合理性のために、部品・尺度・技術評価基準など、様々な標準化を行なっている。これらと同様に、公害対策として環境基準を設定したり、また視覚障害者用の点字ブロックのように、技術の外側からの批判に応じて基準を加えたり変更したりもしている。このように技術の内的合理性は、科学的な知識だけでなく、技術の営みの社会的な合理性や価値を含む外的合理性からの要請も含めて、コード化され蓄積されていくものである³¹。

しかし「技術プログラム」に基づく‘知の下流への適用’型の教育においては、先ずこれらのコードが守るべき法則やルールとして提示され、これを間違いなく適用する技能を養うことが求められる。コードを形作る上で働いたはずの様々な価値判断は、その知識からは概ね省略され、全てのコードは、自然科学上の知識と同様に、あたかも事実のみから導き出された客観的なルールであるかのような姿になっている。これは直接次のような解釈に結びつく。すなわち、技術は

30 ある理学系の教授によると、理学部の学生もそれまでの教育から研究生生活に入ると、研究という理論で割り切れない手探りの試行錯誤に慣れるのに暫く時間がかかると言う。これは、科学研究者教育としても「技術プログラム」に基づく教育が弊害になっていることを示しているだろう。

31 このようなコードの考えは、Feenberg (Andrew Feenberg) 1995 の技術コードと同じである。

事実によってのみ判断できるという誤解であり、ルールに従っていれば正しいはずだという思い込みである。そしてルールに違反しているか否かという視点からのみ、その行為の価値判断ができるものと考えてしまう傾向が生まれる³²。

多くの技術者倫理の事例が教えるのは、法律に明確には違反しているとは言えない行為が非倫理的な帰結に結びつくことである。例えば、ジェットコースターの車軸検査に対し、定期的に探傷試験を行なうべきという JIS 規格の規定は、それが法的強制力を持たなかったために、死亡事故が発生するまで多くの技術者がその規格の存在すら知らなかったのである³³。

技術的なルールをあたかも客観的なルールであるかのように見なす錯覚あるいは習癖は、コミュニケーション上の非倫理性にも繋がっている。技術の行為者たちが判断理由を語るときにしばしば用いる、「それがルールということですのでやっていますから」という文句は、私的なルールでさえも純粋な事実であるかのように扱う態度である。そして意識的か無意識的かはわからないが、判断者がルールを盾に、そこで前提されている価値観に触れないように説明しては、説明を受ける側は、明確な理由が隠されてしまうために不誠実で非倫理的な対応をされたという印象を受ける。あたかも事実のみから判断が生まれるかのように誤解し、または装い、自らの価値観を隠すような、多くの技術行為者の言い方が、外部から社会性を疑われる原因になっているのである。

(4) 倫理にも斉一性があるという誤解と「倫理的配慮の欠如」

科学的知識は客観的であり、原理的には誰もが再現可能で確認できるという斉一性を持つ。そのような科学的知識を頂点とする「技術プログラム」教育や、知識を覚えさせて使えるように訓練したり、正しい答えを導き出せるかをテストしたりするような知識中心の教育方法によって、学生達は全ての問題にはただ一つの合理的な答えがあるかのような先入観を経験的に植え付けられている。そして、よく学んでこなかった価値や倫理についても、そこにただ一つの正しい答えしかないと考えようになるなら、それ自体が非倫理的な判断や行為を生み出す原因になりえる。なぜなら、現実の行為には行為者と被行為者という非対称性があるために、斉一性を前提に考え出された行為には、価値や倫理への配慮がどうしても欠けてしまうからである。

例えば、技術的なサービスの提供者とその利用者が、何を倫理的と感じるかは違うので、提供者側が込めた技術的なこだわりの多くは、利用者側には一般には大した意味を持たないという齟齬が生じる。またこれが加害者と被害者という関係に発展したとき、加害者には人生で幾つかある間違いの一つであり小事かもしれないが、被害者にはそれにより人生が大きく変わってしまう一大事となったりするという非対称性がある。

また例えば、技術者が過ごす日常は、トラブルの絶えない試行錯誤であり、トラブルや事故に対してもある種の慣れができていくかもしれない。しかし、技術サービスを受ける側の日常は、故障や事故が起きないのが当たり前である。このような違いは、同じ事故に対するリスクの感じ

32 実際、技術の現場では、規格に合っているかどうか最も問題になるものであって、規格に合うことをやっていれば、大きな問題にはならないと考えられがちである。例えばある原子力技術者は、福島第一原発事故が起こるまで、定められた安全規格を守ることに神経を注ぎ、それが安全を確保することになると考えてきたが、事故が起こったことによって初めてその考えが間違っていたことに気づいたと、筆者に打ち明けている。この場合、コードを守ることも自身が価値として働いており、コードに盛り込まれた価値は意識されていなかったことになる。

33 2007年に発生したエキスポランドのジェットコースター事故をきっかけに、全国のコースターを調査したところ、4割近い119基でJISに定められた探傷試験を行っていなかったことが判明している。

方にも違いを生み出し、それに伴う責任の大きさや倫理性の評価に対する感覚も違えさせてしまう。

そして、技術的な日常体験を含む専門知識の有無も、安全という技術行為者が確保すべき基本的な性質にさえ影響する。例えば、2009年に発売されたトヨタ自動車の3代目プリウスの事例では、開発技術者たちが「ちょっと違うだけ」と評価したブレーキ感覚の差が、ユーザーにとっては対処不能となり、追突事故を起こす原因になっていた。専門的な知識の有無は、リスク認知にも影響するのである。(比屋根 2012-2, 119-22 頁参照。)

このように、倫理にも科学と同様に斉一性があるとみなす誤解は、そこに働かせるべき倫理的配慮を不十分にさせるだけでなく、安全という基本的な配慮をも不十分にさせる可能性がある。

そして倫理の不斉一性、非対称性への配慮の欠如は、同時にコミュニケーション不全の原因にもなる。斉一性を前提とするなら、技術者の認識する事実と、それへの倫理的な価値評価から導き出された結論は、説明しさえすれば技術の外側の人々にも理解されるはずである。しかし、現実の説明では、事実も価値判断もどちらの説明も、この斉一性に立つ限りうまくいかない。そして、聞く側が納得してくれない状況にどう対応すればよいか分からず、途方に暮れて最初と同じ説明を繰り返すという、技術行為者の記者会見でよく見られる光景が生みだされるのである³⁴。

(5) コミュニケーション能力の不足と「倫理的配慮の欠如」

(1)～(4)では、「技術プログラム」に基づく教育が、その知識構造の故に、またそれ以外の構造を無視することによって「倫理的配慮の欠如」と言われるような事態の原因になりうること、またコミュニケーション不全の原因にもなっていることを見てきた。そして(4)では、コミュニケーション不全の根本にある、科学の斉一性をそれ以外にも普遍化し適用する態度を指摘した。(1)～(4)では同時に、記者会見などに現れる社会とのコミュニケーションの側面における倫理性が、技術的な行為に現れる倫理性に影響を与えるのではないかという問題②に対して、二つの倫理性の多くは同根であることを示して回答を与えた。

次に検討すべき問題は、③コミュニケーション能力の不足が技術的な事故や不祥事の原因になっていないかである。

例えばJCO 臨界事故を招いたのは、放射線技術者が現場作業員に臨界の危険性とその回避の考え方をうまく伝えていなかったことが原因であった。また、チェルノブイリ事故も製造者である中規模機械製作省から運転者である電力電化省に、低出力運転の危険性が明確には伝わっていなかったことが原因の一つであった³⁵。

コミュニケーション能力の不足が技術的な事故や不祥事の原因になるのは、技術が組織的・社会的な営みである以上、当然のことである。技術は様々な専門性を持った要員が協力・協働して実現するのであるから、そこには必ずコミュニケーションが必要である。また、技術がその外側から評価を受ける際にも、それを理解するためにはコミュニケーションが必要だからである。

34 科学技術の国民への「理解増進」は、正にこのような発想からの政策であったろう。その否定が「科学技術コミュニケーション」という双方向コミュニケーションの政策だったわけだが、その必要性の根拠として指摘されるのは、トランス・サイエンスの領域の存在である。しかし、その根源には、このような科学のような斉一性の成立しない“正しさ”の領域のあること、科学の斉一性を科学以外の全てに普遍化したくなるような「技術プログラム」に基づく教育があることを指摘しておく。

35 コミュニケーションあるいは情報伝達の問題としてJCO 臨界事故とチェルノブイリ原発事故をどう捉えられるかについては、比屋根 2012-2、80-90 頁参照。

2.3 工学教育の三つの課題の相互関係

2.3.1 自分で現実に立ち向かって考える力の欠如の原因としての「技術プログラム」教育

2.2-(1)～(5)の全てに共通するのは、理論や誤解、先入観や習癖の目から現実を解釈する態度であり、ありのままの現実を直視してそれに向き合う訓練を受けていない技術者や工学者が輩出されている現実である。彼らは、「技術プログラム」が重視する技術の内的合理性だけにとらわれ、現実的にいろいろな人々に様々な方法で影響を与えている技術というものに携わっているにもかかわらず、その外側の存在に向き合おうとせず、自らの狭い技術業務の立場から全てを押し量ろうとしてしまうし(2.2-(1))、理論偏重の判断では目の前の現実に向き合えないことになる(2.2-(2))。また、現実の価値の多様性に向き合えていないために技術的なコードの合理性を押し付けることになるし(2.2-(3))、異なる事実認識や価値観を持つ他者、すなわち科学の斉一性の届かないところにいる人々とうまく向き合えておらず(2.2-(4))、他者と正面から向き合えないために、自らに対して働く、立場や経験や知識によるバイアスに気づかずに相手への配慮を欠くのである(2.2-(5))。

このように、工学者や技術者の多くがありのままの現実に向き合えないのは、抽象化され一般化された科学的知識をまず教え込み、そこから考えさせる「技術プログラム」教育によって、現実から遊離した視点からしか考えられなくなっていることが大きな原因である。自らはそのような客観的な立場にはありえないにもかかわらず、そのような“仮想的な客観的真理”の視点からしか捉えられないところに、科学技術の内的合理性にのみ注目する「技術プログラム」教育としての従来の工学教育の、人間教育あるいは社会性教育としての弱点がある。

2.3.2 JABEEの三つの課題の相互関係と技術者倫理教育の役割

ここでは、2.3.1を踏まえて、日本の工学教育の抱える問題の先にある、工学教育改革が達成すべき課題、その技術者倫理教育が果たすべき役割という側面から、これらの関係を捉えなおす。

(1) エンジニアリング・デザインにおける技術者倫理教育の関係と果たすべき役割

工学教育が立脚する「技術プログラム」、技術の内的合理性のみを扱うことの弊害の指摘・批判は、技術者倫理の最初のハードル、いわば出発点とすべきである。なぜなら、抽象的・一般的・客観的で第三者的な科学知という抽象化された“仮想的な客観的真理の立場”から、現実の中で生きて活動し、現実の問題に向き合い、その問題を直視して解決する“行為者の立場”に転換することによって始めて、技術者は思考や判断における自律性という倫理的な土俵に立てるようになるからである。

そして、“行為者の立場”で、現実に知を適用し問題解決していくスキルがエンジニアリング・デザインであり、それこそが技術者として本来求められている役割を自らの力で果たしていく技能(=技術者の美德)である。このような技能の教育は、地に足の着いた自律性が出発点となる一方、技術者がその後の実践の中で自らの役割能力(美德)を磨いていくための、最低限の準備教育であるべきであろう。つまりエンジニアリング・デザイン教育の確立は、技術者倫理教育が目指すべき最初のゴールでもある。

(2) コミュニケーションにおける技術者倫理教育の関係と果たすべき役割

コミュニケーションは様々な専門性の協力関係が不可欠な技術の営みにおいて、その協力・協働を成立させる条件であり、技術の組織的営みを倫理的に運営させるための事実認識の共有化においても、価値観の共有においても、意思決定や行動においても重要で基本的なスキルである。

そしてコミュニケーションは、非斉一性を前提とするのであるから、相手の立場を尊重し、相手の主張にまず耳を傾け、理解しようとする態度無くしては成り立たない。特に協力・協働が必要な技術の営みでは、勝ち負けを争って本質的に互いに歩み寄ることの無いディベートではなく、また理解してもらうだけのプレゼンテーションでもなく、情報伝達と価値判断の議論の場で互いに理解しあうことが求められる。このような対話では、相手がどのような立場で発信しているか、あるいはその人に特有の見方を理解しなければ、その情報の内容や発信者の意図を正確に理解することはできない。そういう面でコミュニケーションには相手を尊重するという倫理的な態度が、入り口としてまず必要なはずである。

このような態度は自然に身につく部分もある。技術の営みの内部で考え方も立場も近い相手とのコミュニケーション力は、工学教育の構成員の内部において自然に培われるであろう。問題は、異なる専門分野の人々とのコミュニケーションであり、技術的行為の外側の人々とのコミュニケーションである。異分野の人々との間では、経験や知識の違いに加え、慣れ親しみ訓練されている論理的思考の構造や方向性が違っているために、同じ言葉でもイメージすることが違い、コミュニケーションのハードルが高くなる。さらに技術的な行為の外側の人々との間には、そこに立場の違いが加わり、価値観の軸も尺度も異なるために、立場を超えて共通の価値を見出していく過程としてのコミュニケーションという困難さも加わることになる。

しかし、コミュニケーションスキルの習得には実践が必要であるから、異分野間、技術行為者以外の人々とのコミュニケーションスキルも、最終的には社会に出た後の実践によって磨くしかない。だがそのための準備は工学教育の中でも可能である。例えば、異分野の専門性の大切さや、異分野との協力・協働なくして技術の営みが成り立たないこと、立場が変われば価値観も変わることなどを理解させておくことはできる。この準備の内容は、技術者倫理教育にも共通の内容であるし、技術の内的合理性以外の合理性や価値の理解にも繋げることができる。

そして、技術行為者以外の人々とのコミュニケーション無くしてエンジニアリング・デザイン of スキルも完成しない。なぜなら、エンジニアリング・デザインによって解決する問題は技術的行為の外側の、技術を利用する人々の側で起こるもので、評価もそこから受けるからである。その問題や評価に向き合い、自らの社会的な役割を確認できなければ、いくら技術行為者が自ら倫理的だと考えていても、望まれる役割や倫理性から外れ、客観的に見て非倫理的あるいは倫理的配慮に欠いてしまう可能性を排除できない。エンジニアリング・デザインは技術者倫理の当面のゴールであるが、そこには技術行為者以外とのコミュニケーションスキルが不可欠である。

2.4 現在の日本の工学教育に望まれる技術者倫理の内容

以上見てきたように、日本の工学教育を従来の「技術プログラム」教育から技術者教育に変更する課題として捉え、そのような文脈で求められる役割を考えるなら、技術者倫理教育に求められるのは次のような内容であろう。(これらの項目は、相互に関連しあっており、また内容的に重

なり合う部分もある³⁶。)

- A. 「技術プログラム」の教育世界と、技術者や研究者、社会人として働く世界との違い
 例えば、技術は組織で行うものであること、ミスの持つ意味が違うこと、他人の知恵をうまく使えるのも有能さであること、問題そのものが曖昧にしか提示されないこと、答えも一つに定まらないこと、専門の異なる人々との共同作業であること、有限の時間の中で仕事を誠実に処理しなければならないこと、など。(比屋根 2012-1 参照。)
- B. 倫理や価値の非斉一性、非対称性
 立場や知識、経験などの違いなどによって、感じ方が違うこと、など。
- C. 科学や技術の認識の正しさの限界としての経験、その限界を越えていくための試行錯誤
 常に不確実性を伴う中で正しい判断や説明が求められること、その不確かさを実害に結び付けないための配慮の仕方、など。
- D. 立場や知識、生きる場の違う者とのコミュニケーションの難しさ
 事実認識と価値判断の二つの面からのコミュニケーションの必要性、など。
- E. 法律や規則などのルールと技術者としての創造との関係
 法律や規則に従うだけでなく、創造の先端では自らルールや規格を作り出す責任の自覚、など。
- F. 現実に正しく向き合うための方法論
 三現主義³⁷により確認した実際と、専門的な知識だけでなくその他の知識や感覚などを含む知識とを論理的に正しく結びつけることによって現実を理解し、それを新たな知識として現実に立ち向かっていくという“自律的な思考”の大切さ、など。
- G. 様々な価値基準の考え方や、それらの適用の仕方
 黄金律や功利主義、義務論、徳倫理だけでなく、基本的人権などの権利や同意、責任、倫理問題の性質、ジレンマなどへの具体的な適用方法・事例、など。
- H. 専門性限界への自覚の必要性
 科学者・研究者の専門知とローカルナレッジ、つくり出す技術者の知と利用する側の知の違い、など。
- また、本来は技術者倫理の中で扱う必然性は無いが、次の I についても扱ってよいであろう。
- I. 安全の考え方³⁸
 技術の内的合理性だけから一方的に決められない、受け入れ可能かどうかという安全の考え方。
 また、倫理性と同様にスペクトル観が役立つ領域としての安全という性質。

3. まとめに代えて——技術者倫理の二つの立場とその批判の限界

2章で見たように、技術者倫理教育を今の日本の工学高等教育機関に求められる役割の文脈、従来の工学教育から技術者教育に変更する文脈の中で捉えるなら、技術者倫理教育に求められる内

36 以下の項目は、比屋根 2012-2 の前提となっている考え方でもある。

37 三現主義については、2.2-(2) 及びその脚注 29 を参照。

38 安全を技術者倫理で扱うべきとこの主張は、日本の工学教育に特殊な事情による。すなわち、安全の確保は技術者倫理の最も重要な目的であるにもかかわらず、安全に関する教育は技術者倫理ほどにも必修になっていないからである。また、安全は技術の内的合理性だけでなく、外的合理性によっても影響を受ける点で、同様の性質を持つ倫理や価値の理解にも役立たせることができる。

容はある程度限定するのが効果的で適切であると考えられる。しかし、少なくともこれまでの日本における議論では、それぞれの立場からの主張はあるものの、議論が噛み合わず、互いに影響を受けることなく平行線を辿っている。その理由を指摘することで、本稿のまとめとする。

日本の技術者倫理を幾つかのグループに分類する方法はいろいろ考えられるが、ここでは最も単純に二つに分けることにする³⁹。その一方は、技術の内的合理性を重視する「技術プログラム」に基づく工学教育への批判を伴わないグループ (In: Internal Rationality) であり、主に工学者や技術者 (OB) などの技術の営みの内側の人々の立場である。もう一方は、「技術プログラム」あるいは技術決定論的な立場を批判し、技術の内的合理性の限界を主張し、多面的な価値観を強調する、外的合理性を重視するグループ (Ex: External Rationality) であり、主に哲学者・倫理学者、科学技術社会論など技術の営みの外側の人々の立場である。

技術者倫理の教科書には、これら二つのグループに属するメンバーが分担して執筆したものもあるし、そのほかに技術系学協会の責任で取り纏められたもの (実態としては、(In) 単独か、(In) と (Ex) の分担執筆) もあり、教科書のタイプは、(In) 型、(Ex) 型、(In) (Ex) 折衷型の三つに分けることができる。

まず、(In) と (Ex) の二つのグループを比較すると、2.1-(1) で見たとおり、(In) は、技術者や工学者は現在でも基本的には合理的な判断ができるものと考えており、技術者倫理はそのような判断や行為に際して、ステークホルダーへの影響、あるいは客観的な技術を取り巻く様々な価値を理解することによって、事故や不祥事を起こさないように注意力を働かせ、技術の外側に対して倫理的な配慮の効いた判断ができるようになるとする立場、と言えるであろう。他方、(Ex) は、技術者に「人類の利益」とは何かという“価値”に関する根本問題に当事者として対峙し、科学技術に直接関わる“価値”だけではなく、その他の様々な“価値”についてもバランスを取りながら最適な判断ができ」ること⁴⁰、つまり技術の営みの外部的な価値に正面から向き合うことを要求している。

この二つの立場は、現状の「技術プログラム」に基づく工学教育への態度としては、その基本的な正しさを認める (In) と、それを越えるべきものとする (Ex) というふうに、本来真っ向から対立するはずのものである。

しかしその一方で、折衷型の教科書を協同で作成するなど、あたかも不一致点を棚上げして協力しているようなところもある。これを可能とするのは、どちらも「技術プログラム」という内的合理性教育に、外的合理性への考慮を加え強化すればよい、という方法論では一致しているからであろうし、この場合の意見の違いは外的合理性の考慮における程度問題と解釈されているかもしれない。

ではこの根本的に異なる (In) と (Ex) との間でどうして議論が起こらず、またその違いを程度問題として扱えるのだろうか。ここまでの考察から、その理由として次の二つを指摘することができるだろう。

39 技術者倫理教科書のレビューの主なものには、石原 2003 と藤木・杉原 2010 の二つがある。いずれも日本の教科書を分類する際に、まず著者が工学系・技術者であるか、人文社会系であるかによって基本的な分類をし、一定の分析を終えた後に、プロフェッション志向などの内容的な特徴によって性格づけがされる。本稿でも同様の基本分類を採用するが、本稿ではこれを、技術の内的合理性重視と外的合理性重視の区別と重ねる。

40 札野 2004、331-2、札野 2009、223-4 参照。

その一つ目の理由は、(Ex) が、技術者倫理で扱われる事例の原因を、「倫理的配慮の不足」や「欠如」という極めて曖昧な理由で一括してしまい、その背後にある技術の内的合理性への偏向や、外的合理性を技術の内的合理性を歪めるものと見てしまう錯覚を批判するところまで至っていないことが指摘できる。そのため、「倫理的配慮不足」「欠如」の本質的原因である「技術プログラム」そのものは批判されず、技術の内的合理性を維持しながら、技術者倫理教育で補完しさえすれば、自然に「技術プログラム」の弱点を補えるという解釈の余地を (In) に与えているのである。

もう一つの理由は、エンジニアリング・デザイン教育が確立していないことにある。たとえ (Ex) の批判が「技術プログラム」そのものに至ったとしても、エンジニアリング・デザイン教育が確立していなければ、それを実現する方法がまだ存在していないことになる。この場合、(Ex) の立場からの批判は、「お願い」以上の強い主張になり得ない。

これら二つの理由により鈍らされた (Ex) の矛先では、技術の内的合理性の正統性を確信する (In) の人々に、自らの信念への反省を促すことはできなかったのである。

しかし本稿によって、少なくとも前者の理由は無くすことができたのではないか。これを機に (In) と (Ex) の間で議論がなされるようになることを期待したい。

一方、後者の理由は、少なくともエンジニアリング・デザインに相応しい教程が生まれるまで解消されないし、その意味で現在の「技術プログラム」に基づく工学教育への批判としての技術者倫理は完成しないことになる。そしてこの課題は、「技術プログラム」の推進者の立場にある工学者よりも、実際にそのスキルを発揮し磨いてきた技術者 (OB) に大きな期待が寄せられるべきである。

また同様に、技術の営みにおけるコミュニケーションについても、技術者 (OB) に期待が寄せられる。内的合理性と外的合理性との間の、立場を超えたコミュニケーションとしての双方向コミュニケーションは、「技術プログラム」批判を経て、異分野の共同作業が可能となる、エンジニアリング・デザインを高度に達成した段階のスキルとして位置づけ直されるべきであるが、そのようなコミュニケーション教育は、(In) と (Ex) とのコミュニケーションの取れた共同作業によってなされるのがよいだろう。

そして最終的に JABEE がコミュニケーションを含む三つの課題をクリアしたとき、工学教育における技術者倫理はようやく望まれる水準を達成したことになる。技術者倫理の教育者や関係者、そして誰よりも技術者が、自らのこととして JABEE をはじめとする工学教育の変革に注意を払い、また実際にこの活動に参画し、推し進めることを期待する。

文献

- ABET (Accreditation Board for Engineering and Technology) 2003 : *ENGINEERINGCHANGE A Study of the Impact of EC2000 Executive Summary*, ABET, 2006. (<http://www.abet.org/engineering-change/>)
- 青木滋之 2011 : 「クリティカル・シンキング教育としての科学哲学教育」、*Nagoya Journal of Philosophy*, vol. 9, 83-99 頁。
- ASEE (American Society for Engineering Education) 1987 : *A National Action Agenda for Engineering Education. Report of an ASEE Task Force*, ASEE, 1987.
- Feenberg A. 1995 : “Democratic Rationalization: Technology, Power and Freedom,” *Technology and The Politics of Knowledge*, Indiana University Press.; 直江清隆訳「民主的な合理化——技術、権力、自由」『思想』No. 926, 2001, 32-57 頁。

- Harris C., Pritchard M., and Rabins M. 2005 : *Engineering Ethics : Concepts and Cases 3rd Edition*, Wadsworth;
- 日本技術士会訳編『第3版 科学技術者の倫理：その考え方と事例』丸善、2008年。
- 比屋根均 2012-1 : 「社会性教育としての技術者倫理」『工学教育』Vol. 60-2、9-14頁。
- 比屋根均 2012-2 : 『技術の知と倫理』理工図書。
- 札野順 2004 : 『技術者倫理』放送大学教材。
- 札野順 2009 : 『技術者倫理』放送大学教材。
- 藤木篤・杉原桂太 2010 : 「工学倫理の教科書の変遷」『技術倫理研究』名古屋工業大学技術倫理研究会、No. 7、23-71頁。
- 石原孝二 2003 : 「工学倫理の教科書」『科学技術社会論研究』No. 2、138-148頁。
- 菊池重秋 2004 : 「技術者倫理の歴史的背景」『日本の科学者』Vol. 39 No. 1 Jan. 2004、4-9頁。
- 工学における教育プログラムに関する検討委員会 1997 : 『平成9年度 工学における教育プログラムに関する検討委員会報告(抄)』8 大学工学部長懇談会。(http://www.eng.hokudai.ac.jp/jeep/08-10/pdf/H9Hokoku.pdf)
- Lattuca R. L., Terenzini T. P., Volwein F. J. 2006-1: *Engineering Change; A Study of the Impact of EC2000; Executive Summary*, ABET. (http://www.abet.org/engineering-change/)
- Lattuca R. L., Terenzini T. P., Volwein F. J., Peterson D.G. 2006-2 : “The Changing Face of Engineering Education,” *the BRIDGE*, NAE (National Academy of Engineering), Summer, 2006, 5-13. (http://www.nae.edu/Publications/Bridge/ReformingEngineeringEducation/TheChangingFaceofEngineeringEducation.aspx)
- 長島昭 2006 : 「岐路に立つ技術者教育、その行く方を探る技術倫理」『工学教育』Vol.54-1、28-31頁。
- 中村収三・(社)近畿化学協会工学倫理研究会 2009 : 『技術者による実践的工学倫理 第二版』化学同人。
- 日本技術者教育認定機構 2008 : 『日本技術者教育認定基準 (2008年度適用)』JABEE。
- 日本技術者教育認定機構 2011 : 『日本技術者教育認定基準 共通基準 (2012年度～)』JABEE。(http://www.jabee.org/OpenHomePage/accreditation_o-2012_k.htm#kijun)
- NRC (National Research Council) 1985 : *Engineering Education and Practice in the United States: Foundations of Our Techno-Economic Future*, National Academy Press.
- NSB (National Science Board) 1986 : *Undergraduate Science, Mathematics, and Engineering Education: Role for the National Science Foundation and Recommendations for Action by Other Sectors to Strengthen Collegiate Education and Pursue Excellence in the Next Generation of U.S. Leadership in Science and Technology*, NSB, 86-100.
- NSF (National Science Foundation) 1989 : *Imperatives in Undergraduate Engineering Education: Issues and Actions. Report of an NSF Ad Hoc Task Force*, NSF.
- 大石敏広 2009 : 「技術者倫理における設計思想について」『工学教育』Vol. 57-6、75-80頁。
- 大石敏広 2011 : 『技術者倫理の現在』勁草書房、2011年。
- 大中逸雄 2001 : 「日本技術者教育認定制度の現状と展望」『日本機械学会誌』Vol. 104 No. 990、289-98頁。(http://www.jabee.org/OpenHomePage/jabee3.htm)
- 大中逸雄 2009 : 「エンジニアリング・デザイン教育の改善に向けて」(大中逸雄 2010 に添付された参考資料)
- 大中逸雄 2010 : 「JABEEにおけるエンジニアリング・デザイン教育への対応 基本方針」(http://www.jabee.org/OpenHomePage/kijun/engineering_design_100430a.pdf)
- Schön A. Donald 1983 : *The Reflective Practitioner*, Basic Books ; 柳沢昌一・三輪建二訳『省察的实践とは何か——プロフェッショナルの行為と思考』鳳書房、2007年。
- 総務省統計局 2008 : 「平成17年国勢調査—抽出調査票による就業者の産業(小分類)、職業(小分類)など(抽出詳細集計)—全国結果 報告書掲載表」(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001007251&requestSender=search)
- 杉本泰治・高城重厚 2008 : 『第四版 大学講義 技術者の倫理入門』丸善。
- Whitbeck C. 1998 : *Ethics in Engineering Practice and Research*, Cambridge University Press.; 札野順・飯野弘之訳『技術倫理1』みすず書房、2000年。

ピーター・シンガーと Why be Moral? 問題

杉本俊介 (京都大学)

要 旨

本論文は、ピーター・シンガーが「なぜ道徳的であるべきか」(Why be Moral?) という問いに十分に答えているかどうかを検討する。この問いは誰がどう答えたかは知られていても、それが十分な答えかどうかはあまり明らかにされていない。そこで本論文では、シンガーの答えを取り上げ、彼の回答が Why be Moral? という問いに対する十分な答えであるかどうかを検討したい。

本論文のおおまかな流れは以下のとおりである。まず、Why be Moral? 問題の概要を示すとともに、そのなかでのシンガーの答えがどのように位置づけられてきたかを確認する。次いで、従来の解釈と異なり、シンガーは〈あらゆる人にとって道徳的であるべき理由を与えようとはしていない〉ことを確認する。彼がどうしてこのようなスタンスをとるかについても説明を与える。これに対しては、実際シンガーは道徳を気にかけない人々を説得しようとしているのではないかという反論が挙げられるだろう。一見すると「なぜ道徳的でなければならないか」という問いに答えられないことを認めているにもかかわらず、我々に道徳的になるように要求することは矛盾した態度であるように思われるからだ。最後に、この反論を検討する。

Peter Singer and the “Why be Moral?” Problem

Shunsuke SUGIMOTO (Kyoto University)

In this paper, I will discuss Peter Singer’s answer to “Why be Moral?”. There have been many debates regarding the “Why be Moral?” problem. It is, however, still unclear whether at least one answer is correct. I take up and examine Singer’s argument.

Firstly, I will provide a brief overview of the literature on the Why be Moral? problem, and place Singer’s contribution within the literature. Secondly, I claim that Singer’s argument from a meaning of life does not intend to provide everyone with the reasons for acting morally, as opposed to the standard interpretation. His 1973 article supports my claim. However, in fact, Singer requires us to be moral, which is an apparent contradiction to my interpretation. Lastly, I explain why it is not a contradiction.

1. はじめに

本論文は、ピーター・シンガーが「なぜ道徳的であるべきか」(Why be Moral?)という問いに十分に答えているかどうかを検討する。Why be Moral? 問題では誰がどう答えたかは知られていても、それが十分な答えかどうかは明らかになっていない。漠然と全体的に失敗であるとして知られていないのが現状である。伊勢田哲治の『動物からの倫理学入門』からもその様子がうかがえる。

「哲学の歴史の中では、ここ [= Why be Moral? に対するゴティエの答え] をさらに乗り越えるためのいろいろな議論が提案されてきた。たとえば「自分の利益」の中に、「自己実現」とか「生きがい」とか「生きる意味」とかを含めてゆくと、共感というルートを通らなくとも人助けが自分のためになるという議論を組み立てることができる。(中略)しかし、あらかじめことわっておけば、それとてもあらゆる人にとって道徳の理由を与えるようなものとはなっていない。」(伊勢田 [2008] 176、括弧内引用者)

後述するように、この曖昧な現状を改める必要があると私は考える。そのため、本論文では、シンガーの答えを取り上げ、それが Why be Moral? に対する十分な答えであるかどうかを検討したい。

シンガーの答えは、この問いに対する数多くある答えのひとつにすぎない。それでも、シンガーの答えをまず取り上げて考察すべき理由が三つ挙げられる。第一に、この問題では「道徳的」(moral) という語で意味することをはっきりさせることが最重要である。この点で、シンガーは道徳の特徴づけに関しても、その具体的な諸要求に関しても明確である(本稿第2・3節)。第二に、この問題に答えるために、論者たちは道徳を気につけないアモラリスト(amoralist)と対峙しなければならない。当然、こうしたアモラリストが本当に存在するかどうか争点になってくる。しかし、シンガーの言う意味での「道徳的」要求に対しては、それらを気につけないアモラリストの存在は自明であるように思われる。それは、肉を食べ、第三世界の飢餓に注意を払わず、環境の破壊を進めてきた(少なくとも許してきた)、我々の大半である¹。第三に、シンガーの答えと言われているものは、現在提案された答えのなかで、比較的最近のものであり、有力視されている答えのひとつである²ので検討する必要がある。

本論文では、まずシンガーの答えだと言われているものが彼の本当の見解ではないことを示す。そして、彼自身はあらゆる人にとって道徳的であるべき理由などないと考えていることを確認する。シンガーはそのように考える根拠を示していないが、彼の1973年の論文から彼がなぜそのように考えるのかを明らかにする。

シンガーが実はあらゆる人にとって道徳的であるべき理由などないと考えているという点に対して、次のような反論がなされるかもしれない。すなわち、実際シンガーは道徳を気につけない人々を説得しようとしているのではないかと。確かに、「なぜ道徳的でなければならないか」とい

1 以下、傍点はすべて筆者による。

2 たとえば、伊勢田 [2000] 64-65、伊勢田 [2008] 176。

う問いに答えられないことを認めているにもかかわらず、我々に道徳的になるように要求することは、一見すると矛盾した態度であるように思われる。第4節でこの反論を検討する。

本論文のおおまかな流れは以下のとおりである。まず、Why be Moral? 問題の概要を示すとともに、それに対するシンガーの答えがどのように位置づけられてきたかを確認する（第2節）。次いで、従来の解釈と異なり、シンガーはあらゆる人にとって道徳的であるべき理由を与えようとはしていないことを確認する。彼がどうしてこのようなスタンスをとるかについても説明を与える（第3節）。さらに、上記の反論に対して応答する（第4節）。

2. Why be Moral? 問題におけるピーター・シンガー

そもそも Why be Moral? 問題とは何か。この問いは、奇妙な問いである。本論文では以下の三点に注意する。

第一に、ここでの「道徳的である」が「我々がすべきことをする」ことを意味するならば、この問いは「なぜ我々がすべきことを我々がすべきか」という無意味な問いになってしまう。しかし、この定式化は多義性の誤謬（equivocation）を犯している。「なぜ我々がすべきことを我々がすべきか」を問う場合、前者の「べき」と後者の「べき」はふつう異なる意味で使われている。前者は道徳的な意味で、後者は道徳的でない意味で使われているのだ。

第二に、この問いには主語がない。それは、「なぜ我々は道徳的であるべきか」と「なぜ私は道徳的であるべきか」の異なるレベルの問いを同時に扱ったためだからだとされる。前者は集団全体が道徳的であるべきであるかどうかを、後者は道徳的であるべき集団の中で私が知られることなく不道徳なふるまいをしてはならないかどうかを問うていると区別される³。

第三に、この問いは「なぜ道徳的であるか」という問いとして解釈されることがあることに注意したい。我々が時として道徳的であるのは疑いない事実である。この事実の説明がしばしば Why be Moral? という名のもとに求められてきた。しかし、本論文では道徳的であるべきことの価値を問題にする。

こうした Why be Moral? 問題は、プラトンの『国家』における「ギュゲスの指輪」に遡ることができるほど古い問題である。それはまた、哲学だけでなくシェークスピアの『マクベス』においてダンカン王の暗殺に躊躇するマクベスの葛藤にも見られる問いでもある。哲学・文学を通して数々の応答が長いあいだ試みられてきたが、本論文では代表的な答えを紹介するにとどめる⁴。

第一は、道徳的であるほうが実は合理的だという解答である。この種の解答が正しいかどうかは、「合理性」が意味することに依拠している。それが、道徳を「理性的な行為者であれば誰でも行為の普遍的に妥当な原則として認めるだろう」という意味ならば、この解答は正しくない。誰もが道徳的だと思わない「すべての者は私の利益になるように行為せよ」という利己主義的な原則も普遍的に妥当だからである。一般にこの意味での普遍的妥当性から道徳がもつ普遍化可能性は導かれない。

3 これらの区別は、カイ・ニールセンとデイヴィッド・ゴティエによって同じ時期になされている (Nielsen [1970] 751, Gauthier [1970] 175)。

4 Why be Moral? 問題の代表的な応答を概観するのに、たとえば Hospers [1961] Ch.1 と伊勢田 [2008] 第4章が参考になる。

第二は、道徳的であるほうが自己利益や欲求にかなうからだという解答である。この種の解答に持ち出されるのが、共感や良心である。共感を通して我々は他人の利益を自己の利益にすることができる、などの議論である。しかし、こうした解答も共感や良心に欠けた人（サイコパスなど）がいる事実が反例になる。

以上に挙げたタイプを、じつはシンガーは自身の修士論文「なぜ私は道徳的であるべきか」(Singer [1969]) のなかで検討している。彼の結論も、以上に挙げたタイプの答え方ではこの問いに答えられないというものである。

ここで、シンガーがなぜ Why be Moral? 問題にこだわるのかを説明したい。シンガーは、著書『動物の解放』(Singer [1975]) を出版して以来、世界的な動物権利運動を導いてきただけでなく、発展途上国への援助、難民の支援、自発的安楽死の法制化、野生の自然を保護する運動などに、哲学者・倫理学者としてのみならず、活動家として参加していった。彼は、二〇〇五年の『タイム』誌において世界で最も影響力のある百人のうちのひとりに挙げられている。

しかし、彼の主張の多くは、我々の道徳直観に反するものである。たとえば、論文「飢餓・富裕・道徳」では、発展途上国への援助は我々にとって義務であり、我々の収入の一部を寄付するように要求する (Singer [1972])。また、『動物の解放』や『実践の倫理』では、人間と同様にその他の動物も道徳的配慮の対象であり、種差別をすべきでないという立場から、我々にベジタリアンになるように要求する (Singer [1975] Ch.4; Singer [1979a] 54-57)。さらにまた『グローバリゼーションの倫理学』では、国家の指導者たちが自国民の利益に絶対的優先権を与えてはならないと要求する (Singer [2002a] 4)。

これらの諸要求は彼が説く「利益に対する平等な配慮の原理」(The principle of equal consideration of interests) から一貫して導かれている (Singer [1979a] 19)。この原理は、「道徳を考慮するさいに、我々が、自分の行動に影響される全員の同様の利益に等しい重みをおく」ことを要求する (*Ibid.*)。たとえば、自分がとりうる行動が X と Y にだけ影響を与え、Y が得る利益よりも X が失う利益のほうが大きければ、この原理はその行動をとるべきではないことを要求する。ここで言われる「同様の利益に等しい重みをおく」とは、その利益が誰の利益であるかにかかわらず配慮せよという意味である。しばしば、この原理は功利主義と混同されるが、シンガー自身によれば、これは功利主義特有の原理ではなく、倫理的判断の「普遍性」を認めるかぎり、義務論やそれ以外の立場とも (実存主義でさえ) 両立可能だとされる (*Ibid.* 10-11)。たとえば、『生と死の倫理：伝統的倫理の崩壊』で彼はこの原理から新しいタイプの義務論⁵を展開する。それは「1. 人命の価値が多様であることを認めよ 2. 決定したことの結果に責任をもて 3. 生死に対する個人の欲求を尊重せよ 4. 望まれた子どもだけを産め 5. 種の違いを根拠に差別するな」という新しい戒律の提案である (Singer [1994] 189-206)。要するに、功利主義を支持するにせよしないにせよ、我々がひとたび道徳にその普遍性を認めるならば、シンガーが説く要求を受け入れざるをえない、とシンガーは論じる。

こうしたシンガーの主張を受け入れて、寄付を始めたたりベジタリアンになったりする人も多い。

5 ヘアの二層理論が「カント主義的功利主義」(Kantian Utilitarianism) と呼ばれるかぎり、シンガーによる「新しい戒律」を義務論と呼んでも構わないだろう。ただし、C.D. ブロードによる本来の「義務論的」(Deontological) の定義は「義務の諸概念こそ根本的であり、価値の諸概念はそれらによって定義される」(Broad [1930] 278) ことなので、この意味ではシンガーの戒律は「義務論的」でない。

しかし、それでも我々の大半は自分たちの日常を考え直してはいないように見える。シンガーにとって、これこそが Why be Moral? 問題である。

「読者のなかには、こうした結論を受け入れた結果、ベジタリアンになる人や、絶対的貧困を減少させるためにできるだけのことをする人も出てこよう。我々の結論に同意できない人もいるだろう。(中略)しかし、第三のグループもまたありうる。これに含まれるのは、前章まで行なわれた倫理的な議論に何も間違いを見いださないのだが、それにもかかわらず自分たちの食生活を変えず、海外援助への自分たちの寄付のありかたを考え直そうとはしない読者である。この第三のグループのなかには、単に意志が弱いだけの人もいるだろうが、それ以外に、次のようないっそう実践的な問いに対する解答を求めている読者もいるだろう。それは、もし倫理の結論がこれほど多くを我々に要求するのなら、そもそも倫理などというものを我々は気にしなければならないのか、という問いである。」(Singer [1979a] 201)

こうした懸念から、シンガーは新しいタイプの答えを模索することになる。しかし、シンガーが Why be Moral? 問題に長いあいだこだわってきたことは従来のシンガー研究でも注目されていない⁶。そこで『我々はどう生きるべきか』の冒頭において彼が自分の取り組みを回顧する部分を紹介し、彼の Why be Moral? 問題に対する関心の強さをあらためて強調したい。

「修士論文を書いて以来、私は「なぜ倫理的に行為すべきか」という問いについて『実践の倫理』の最終章で書き、また倫理と利己性というテーマについては『広がりゆく輪』でふれてきた。倫理と自己利益との間の結びつきにもう一度目を向けてみると、今の私は、他の学者たちの研究や著作に頼るばかりでなく、実際の経験という堅固な後ろ盾に頼ることができる。なぜ誰もが道徳的に、ないし倫理的に行為すべきなのかと問われたなら、初期の論文よりも大胆で積極的な答えを出すことができる。倫理的な生き方を選び、そうして世界に影響を与えることができた人たちをあげることができる。この人たちは、そうすることによって、多くの人々が見つめることをあきらめていたような意義を自分の人生に与えたのである。」(Singer [1993a] viii)

引用から明らかなように、Why be Moral? に対して、シンガーは道徳的なふるまいがその人の人生に意義を与えるからだとして答えているように見える。そのため、従来、シンガーは Why be Moral? 問題に人生の意義に訴えて応答していると解釈されてきた。「ピーター・シンガーの場合は、『なぜ道徳的であるべきか』を論ずるにあたって、『人生の意味』に関する議論を導入する。」(伊勢田 [2000] 64)。「なぜ人は道徳的であるべきかに関するシンガーの説明は、本質的に倫理的な生き方を選ぶことがその人に人生には意味があるという感覚 (a sense of meaning) を与え、それに

6 シンガー研究の代表的な文献として、Jamieson [1999]、山内・浅井 [2008]、Schaler [2009] が挙げられる。しかし、シンガーの Why be Moral? への長年の関心に言及したものは私の知るかぎりヘルガ・クーゼとヒュン・ヘックスマンのみである。「246 頁もの大部の学位論文でシンガーは、「なぜ私は道徳的であるべきか」という問い——それは、以降も長い年月彼の心を占めることになる問い——に取り組んだ。」(Kuhse [2002] 9)。「彼の修士論文から、『実践の倫理』、『広がりゆく輪』、さらに最近の『我々はどう生きるべきか』までの著作を通して、シンガーは「なぜ倫理的に行為すべきか」という問いに答えようとしてきた」(Höchsmann [2002] 72)。

よってより大きな幸福へ導くと言う。」(Huemer [2009] 368-369)。

このような従来解釈のもとで、Why be Moral? に対するシンガーの答えは次のように批判される。「ただ、WBM [= Why be Moral?] への答えとして言えば、『人生に意味などいらぬ』あるいは『わたしは自己利益の追求という物語に十分意味を見いだしている』といった反応に対して、この議論はあまりに弱すぎるだろう。」(伊勢田 [2000] 65、括弧内引用者)。「シンガーの見解では、倫理は要求しすぎる。(中略)もし私がシンガーの基準で倫理的にふるまえば、私の人生がひどく不幸なものになるのは明らかであるように思える。(中略)もしシンガーの倫理的な観点を受け入れるならば、私がとる他の選択肢は偽善になってしまう。」(Huemer [2009] 368-9)。

しかし、次節で検討するように、シンガーが Why be Moral? 問題に対して人生の意義に訴えて答えようとしているようには思えない。テキストからは、シンガーがあらゆる人にとって道徳的であるべき理由などないと述べている箇所すら見つけられる。

3. 道徳的であるべき理由はあるか

3.1 従来解釈：人生の意義に訴える

まず、従来解釈のどこが誤っているかを確認する。彼は修士論文において、Why be Moral? 問題が疑似問題でないことを示し、この問題に対して従来なされてきた二つの試み——道徳的であることが合理的であるということを示す試みと、道徳的であるほうが欲求もしくは自己利益を満たすということを示す試み——がともに失敗することを証明する。結論において「なぜ私は道徳的であるべきか」は古くから認められたその重要性にもかかわらず、いまだ答えられていないと論じられる (Singer [1969] 6, 226)。

このような結論は彼にとって満足できるものではなかった。その後書かれた『実践の倫理』では、利益に対する平等な配慮の原理から、種差別に反対し、発展途上国への援助や難民を支援すべきである、あるいは自発的安楽死を法制化すべきであると結論づけた後、先に引用したようにこうした結論を気になければならないのかという Why be Moral? 問題に取り組んでいる (Singer [1979a] 201)。この問題はシンガーにとって自分の主張の説得力を左右する「実践的な問い」なのである。ここで言われるアマモラリストとは、『実践の倫理』での主張に説得力を感じつつも、「食生活を変えず、海外援助のための寄付のありかたも考え直そうとしない」我々の大半であるように思える。『実践の倫理』の一章は、そんな我々の多くに向けて書かれている (Singer [1979a] Ch.10)。

その内容は彼の修士論文の内容と似てはいるが、最後に従来にないタイプの解答を指摘している点が新しい (*Ibid.* 216-220)。シンガーはこの解答をもって Why be Moral? 問題に応答していると解釈するのが、従来解釈である。

シンガーによれば、人生に一貫した意義 (a meaning) を見いだすために我々は道徳的であるべきだと主張する (*Ibid.* 218-219)。意義のある人生はただ楽しんでいるだけでは不十分だという。なぜなら、我々は一時の快楽を越えたところに幸福を見いだすからである。では長期的な自己利益を考慮した分別のある利己主義者であればよいのか。シンガーはそれでも不十分であると言う。その例として、『実践の倫理』第二版では、生涯にわたって自己利益を追求し、その追求を「卒業

してしまった」デニス・レヴァインの人生が、第三版では映画『ウォール街』で繁栄と崩壊のサイクルから抜け出せない投資家ゴードン・ゲッコーの様子が挙げられている (Singer [1993b] 333; Singer [2011] 293)。そして、自己利益以外の広い目的として「卒業することのない」道徳に従った生き方が提案される。

ここで注目すべきなのは、シンガー自身はこの解答を「これはどれも推測の域を出ない」(All this is speculative) としていることである (Singer [1979a] 220; Singer [1993a] 332; Singer [2011] 292)。彼はこの提案が正しいことを示そうとはしていないのである。私には、従来の解釈はこの文章を見過ごしているように思われる。

さらに『実践の倫理』初版・第二版の最終章は、彼自身が Why be Moral? 問題に対してどのような立場にいるのかを表している。

「誰も抗えないような道徳的に行為する理由を示すことによっては「なぜ道徳的に行為すべきか」という問いに答えることはできない。倫理的に擁護できない行動が常に不合理なわけではない。おそらく、倫理的基準に著しく違反することに反対する理由をさらに与えるために、法や社会的圧力のサンクションがいつでも必要になってくるだろう。それと同時に、本章で議論してきた問いを十分反省してくれた読者には倫理的観点をとる理由を分かってくれるものと期待している。」(Singer [1979a] 220; Singer [1993b] 335)

この引用の第一文からわかるように、シンガー自身は「あらゆる人にとって道徳的であるべき理由を与えるものはあるか」という問いに対して「ない」と答えている。だからこそ、不道徳な行動をとる人に対しては「法や社会的圧力のサンクションがいつでも必要になってくる」と考えているのである。この箇所に関しても、従来のシンガー解釈で取り上げられることはない。

引用の最後の文が表すのは、シンガーがこの解答こそ正しいと主張しているのではなく、この解答を我々読者に対して推薦しているということである。このような立場をその後のシンガーも持ち続けているように思われる。『我々はどう生きるべきか』でも、「我々はこのより高い倫理的意識が普遍的になることを期待できない。(中略) 既に示したように、推論だけで自己利益と倫理のあいだの衝突を完全に解決することはできないので、理性に訴える (rational) 論証があらゆる理性的な人物を倫理的に行為させるように説得することはありえない」と言う (Singer [1993a] 278)。そして、倫理的な生き方を選んだ人物を例に、こうした生き方を推薦するのである (*Ibid.* viii)。たとえば、動物権利運動家ヘンリー・スパイラが挙げられる (*Ibid.* 260-262)。シンガーの『倫理を行動に——ヘンリー・スパイラと動物権利運動』では、スパイラが道徳的に行動してその人生を最期までいかに有意義に生きたかを紹介している⁷。

「この時期 [= ガンに侵され余命数ヶ月と知った時期]、ヘンリーについて最も注目すべきことは落ち込んだ様子を一切見せなかったことである。彼は「よい人生だった。自分のしたい

7 こうした経緯から、『実践の倫理』第三版の最後は次のように書き換えられている。「それと同時に、本章で議論してきた問いを十分反省してくれた読者にはスパイラが示した倫理的観点をとる理由が分かってくれるものと期待している。」(Singer [2011] 295)。

ことをしてきたし、それを大いに楽しんだよ」と言った。(中略) ヘンリーは、自分がこうした人生を選んできたのは、義務の感覚がそうするのが正しいことだと彼に感じさせているからであるというより、それをすることで気持ちがいいからだということを強調しているが、彼を動機づけているのは疑いなく価値があることをしているという強い感覚である。」(Singer [1998] 195-197, 括弧引用者)

強調すべきは、シンガー自身は、こうした道徳的な生き方を「あらゆる人にとって道徳的であるべき理由」にしているわけではなく、読者に示すことで推薦しているだけだということである。それゆえ、従来の解釈は誤りだと私は考える。

3.2 1973年の論文の重要性

しかし、シンガーはなぜ、あらゆる人にとって道徳的であるべき理由を与えるものはないと考えるのだろうか。この見解を擁護する議論は、彼の修士論文での結論部と『実践の倫理』での「誰も抗えないような道徳的に行為する理由を示すことによって「なぜ道徳的に行為するのか」という問いに答えることはできない」という部分にはない。『我々はどう生きるべきか』でも、その理由として、自己利益と倫理のあいだの衝突を推論のみで完全に解決することはこれまでできなかったことが、ベントム、ミル、シジウィックを例に指摘されているだけである (Singer [1993a] 227-229)。

そこで、角度を変えて、シンガーが彼の主張の理論的根拠の多くを彼の指導教員である R.M. ヘアに負っている点に注目したい。

ヘア自身は、シンガーのように「利益に対する平等な配慮の原理」というかたちで提示していないものの、後述する普遍的指令主義と呼ばれるメタ倫理学上の立場から、功利主義的な考えと義務論的な考えの両方を取り込んだ「二層理論」を支持している (Hare [1981] 35-43)。二層理論では、直観レベルで、一見自明な (*prima facie*) 原則に従うことが要求されるが、これらの原則のうちどれに従うべきかという選択と、これらの原則が衝突したときに解決するレベルとして功利計算する批判レベルが別に用意されている。では、あらゆる人にとってこの二層理論型の功利主義に従うべき理由を与えるものはあるか。

この点に取り組んだのが、1973年のシンガーの論文「である一べし問題と『道徳』の定義についての論争のトリビアルさ」である (Singer [1973])⁸。この論文がシンガー研究のなかで Why be Moral? 問題の文脈において引き合いに出されたことは私の知るかぎりない⁹。しかし1973年のこの論文こそ、シンガーが、あらゆる人にとって道徳的であるべき理由を与えるものはないと考える根拠を示しているものである。以下、その応答をこの論文の議論に沿って見ていくことにしよう。

この論文において、シンガーは「道徳」の定義について提案されてきた三つのアプローチを批判している。一つめは、「道徳」を(それが理解可能で自己矛盾していないかぎり)その形式と内容に関して中立的に定義する「中立主義」と呼ばれる立場である(代表的な中立主義者として

8 ヘアはシンガーとは別の応答を試みている (Hare [1981] 188-198)。

9 1973年のシンガーの論文「である一べし問題と『道徳』の定義についての論争のトリビアルさ」について別の角度から考察したものとして、田村 [1999], Smith [1999] がある。

D.H. モンロが挙げられている)。中立主義にとって、ある原理が「道徳的」であるのは、それが特定の内容をもっているからではない。「一時間ごとに手を鳴らせ」も道徳原理になりうる。また、それが普遍化可能であるなど特定の形式をもっているからでもない。ある原理が普遍化可能 (universalizable) であるとは、その原理のなかに「私」や「あなた」が含まれず普遍的原理として立てることが可能であることを意味する。それゆえ、中立主義によれば、「すべての人は私の利益になるように行為せよ」という利己主義的な原理も道徳原理になりうる。中立主義にとって、「道徳的」原理はただ優越的でありさえすればよい。ある原理が優越的 (overriding) であるとは、その原理が別の原理と衝突する場合、常にその原理が優先されるという意味である。

二つめのアプローチは、「道徳」をその内容と形式から定義する「記述主義」と呼ばれる立場である。この名称はヘアによって使われたものであり、自然主義と直観主義をまとめて指す。記述主義によれば、ある原理が「道徳的」であるのは、それが特定の内容と形式をもつからだとされる。具体的には、それが快・苦について言及した内容をもつことや、普遍化可能性という形式をもつからだという。

シンガーは、この論文において、中立主義と記述主義の対立は「実践的意味」(practical significance) のある問題ではないと論じる (*Ibid.* 22)。一方で、中立主義は「すべての人は私の利益になるように行為せよ」という道徳原理を立てるかもしれない。しかし、「それはあなたの原理であって私の原理でない。なぜ私が気にしなければならないのか」と応答する者を説得できない。

他方で、記述主義は「この悲惨な事実を見よ。誰であれ、苦しみを減らして、快を増やすべきである」という道徳原理を立てるかもしれない。しかし、「そうした事実は認めよう。しかし、なぜ私が気にしなければならないのか」と応答する者に対して、道徳の定義からその理由を与えることはできない。

シンガーが指摘する問題はこうである。中立主義は、道徳に優越性だけを認め、固有の内容と形式を認めない立場である。ひとたび道徳判断が下されれば、そうすべき理由を我々は見いだすことができる。しかし、道徳に固有の内容と形式を認めないせいで、我々にとって共有できる「道徳的」事実が存在しない。たとえば、この私が不利益を被っているという事実も中立主義の意味で「道徳的」事実ではあるが、それはあらゆる人にとって共有できる「道徳的」事実ではない。そのため、あらゆる人が「すべての人は私の利益になるように行為せよ」という原理を「道徳的」原理として立てることはできない。〈事実〉と〈道徳判断・行為の理由〉のあいだにギャップができてしまう。しかし、記述主義のほうも、道徳に固有の内容と形式を認めるが、そのせいで行動する理由を我々が見いだすことができない事実まで、道徳判断を認めざるをえなくなる。今度は〈事実・道徳判断〉と〈行為の理由〉のあいだにギャップができてしまう。たとえば、記述主義者にとって、動物実験や工場畜産で数多くの動物が苦しんでいるという事実が、たとえ「道徳的」事実であっても、我々が何かをなす理由である必要はないことになってしまう。

それでは、中立主義と記述主義の利点をうまく合わせられないか。シンガーは、こうした三つめのアプローチとして、ヘアの「普遍的指令主義」を挙げている (*Ibid.* 26n5)。普遍的指令主義によれば、その原理が「道徳的」原理であるためには、普遍化可能性と優越性の両方の特徴をもたなければならないからである¹⁰。

10 このシンガーによる特徴づけは正確ではない。普遍的指令主義によれば、その原理が「道徳的」原理であるためには、普遍化

しかし、こうしたヘアの立場は中立主義に対しても記述主義に対しても改善にはならないと、シンガーは述べる (*Ibid.* 23)。まずこれは、中立主義者を悩ませていた人物、「すべての人は私の利益になるように行為せよ」という普遍化できない優越的な原理を立てる人物を説得しないという。普遍的指令主義は形式に関しては中立的でないが内容に関しては中立的であるため、こうした人物に対して「あなたの『道徳的』原理は普遍化できない以上、本当は道徳的原理でない」と言うだけだからである。そのため、〈事実〉と〈道徳判断・行為の理由〉のあいだのギャップは埋められない。言い換えれば、普遍的指令主義者が言う「道徳的」事実はあらゆる人にとって共有できる「道徳的」事実ではない。さらに、ヘアの立場では記述主義の問題点を解決できないという。シンガーによれば、たとえある判断が普遍化可能であるように下されていたとしても、その判断が快・苦について関心がない人物を動機づけないことがありうることをヘアは認めざるをえないからである (*Ibid.* 25)。たとえば、一人前になって他の人に頼らないという理想を抱く人物にとって、たとえ他の人々が多少苦しんでいても高級車を購入すべきであるという判断は普遍化可能でありうる。これがたとえヘアが言う意味での「道徳的」判断であろうと、我々に他の人々が多少苦しんでいても高級車を購入すべき理由を与えないであろう。それゆえ、今度は〈事実・道徳判断〉と〈行為の理由〉のあいだに依然としてギャップが残ってしまう。

以上から、シンガーはヘアの理論では、あらゆる人にとって道徳的であるべき理由を与えるものはないと考えている。そしてシンガーは、道徳判断が普遍化可能性・優越性（・指令性）をもつというヘアの考えを受け入れている。それゆえに、シンガーもあらゆる人にとって道徳的であるべき理由を与えるものはないという立場にコミットしていることになる。これは、シンガーがなぜあらゆる人にとって道徳的であるべき理由などないと考えているか、を説明するだろう。

4. 理由がなくても人を説得することはできる

4.1 外在主義

これまでの考察から、従来の解釈に反して、シンガー自身はあらゆる人にとって道徳的であるべき理由などないと考えているということが明らかになった。これに対して、シンガーが道徳を気につけない人々を説得しようとしているという事実を反論として挙げる人がいるかもしれない。ここまで論じてきたことが正しければ、我々の「なぜそこまでして道徳を気につければならないのか」という問いに対して、シンガーは「あなたたちの誰に対しても満足のゆく理由はないだろう」と答えるはずである。しかし、彼は我々に種差別すべきでない、発展途上国へ援助すべきである、難民を支援すべきである、自発的安楽死を認めなければならない、野生の自然を保護しなければならない、と多くのことを要求する。これはシンガーにとって矛盾した態度ではないだろうか。彼はあらゆる人にとって道徳的であるべき理由があると本当は信じているのではないか。

以下では、このような疑問に答えたい。これまで Why be Moral? 問題が議論されるとき、「あらゆる人にとって道徳的であるべき理由を与えるものはあるか」という問題と、「道徳を気につけない人々（アマラリスト）を説得できるか」という問題が区別されないままに論じられてきた。

可能性と優越性に加えて、指令性をもたなければならないからである (Hare [1981] 24)。ここで、ある原理が指令的 (prescriptive) であるとは、その原理が何かをすべきであるというものならば、それは「それをせよ」という指令を含蓄することを意味する。

しかし、シンガーにとって両者は別の問題であるように思われる。

まず、あらゆる人にとって道徳的であるべき理由を与えるものがあるとしてみよう。その場合、道徳は合理性ないし理性の要求のひとつである。しかし、道徳は合理性ないし理性の要求ではないと考える立場も存在する。それは理由に関する外在主義 (externalism about reasons) と呼ばれる。こうした立場のひとつは、あらゆる人にとって道徳的であるべき理由を与えるものはないが、それでも、あることをすることが道徳的に正しいとひとたび判断されれば、そのことをするように動機づけられなければならない、もしそうでなかったとしたならばそれは意志の弱さなどによってその人の動機づけが打ち負かされてしまったからだと考える。こうした道徳判断と動機づけの必然的な結びつきは、「道徳的に正しい」という判断が人を動機づける感情・情念の表出であるか、あるいは指令性を持っていることで説明される。このような立場は、動機づけに関する内在主義 (internalism about motivation) と呼ばれる。

しかし、シンガーによれば、その人が抱く理想しだいでは、たとえその判断が普遍化可能であり「道徳的」判断であっても、動機づけられないままにしていることがありうる。この点で、シンガーは理由に関する外在主義者であると同時に、動機づけに関する外在主義 (externalism about motivation) と呼ばれる立場にいる。動機づけに関する外在主義においては、人々が本当に道徳的に判断すれば必ず動機づけられるわけではなく、道徳判断と動機づけにはギャップがある。前節で見たさまざまなギャップに加え、この種のギャップを埋めるためにも道徳判断に外在的であるような手段を使う必要が出てくる。

実際、我々の大半はシンガーの著作を読んで、彼の主張に納得し、書かれていることの実践を道徳的に正しいと判断したとしても、なお実践に動機づけられないアマモラリストである。さらに、我々のなかには、今も飢えで苦しんでいるこどもたちが数多くいることや集約的畜産システムのなかで絶えず苦しみを与えられながら鶏が育てられているという事実が、こうした苦しみを減らすことが正しいという道徳判断と結びつかない者も数多くいる。事実と道徳判断のあいだにもまたギャップがある。外在主義者にとって、これらのギャップは、「道徳はこういうものである。だから…」という理屈では埋まらない。それを埋めるのは、「法や社会的圧力のサンクション」など道徳判断に外在的な手段である。

そこで、シンガーの立場では、あらゆる人にとって道徳的であるべき理由を与えるものはないとしても、道徳を気につけない人々を説得することはできると言える。

4.2 シンガーの試行錯誤

シンガーの著作をあらためて読み返してみると、彼がいかに読者を説得しようと試みているかが見えてくる。ここでは、そうした説得手段のうち、(a) 詳細な情報の提示 (b) 道徳直観の掘り崩し (c) 感情への訴え (d) 道徳的に要求されるよりも低い水準の提示、の四つの手段を紹介し、彼の試行錯誤の様子を見てみたい。こうした様子は、彼が外在主義者であることを裏付けている。

(a) 詳細な情報の提示

まず、シンガーは、ある事実がなぜ「道徳的」事実であるのかを示すことで、事実と道徳判断のあいだにあるギャップを埋めようと試みる。以下は『動物の解放』の序文 (1975年版) である。

「もし読者が本書を注意深く読み、とくに第二章と第三章を熟読すれば、動物の抑圧について、優に一冊の本になる私の知識を共有することになるだろう。(中略) だから私はいますぐに冒頭の文章 (= ヒト以外の動物に対する人類の専制政治は、何世紀にもわたる白人の黒人に対する専制政治に匹敵するものであり、現代の道徳的・社会的問題をめぐる論争のなかで最も重要な問題のひとつである) を額面通りに受け取ることを読者に要求しているわけではない。本書を一読したのちに判断を下してほしいだけである。」(Singer [1975] ix, 括弧引用者)

シンガーはここで、動物たちが苦しんでいるという事実がいかに我々と関係するかを示そうとしている。『動物の解放』の第二章と第三章では種差別の例として動物実験と工場畜産がそれぞれ詳細に紹介されている。シンガーはこの二つに絞った理由を次のように書いている。

「また我々はこれらの行為に関係のないふりをすることはできない。それらのひとつ——動物実験——は我々が選んだ政府によって推進されており、費用の多くが我々の払う税金によってまかなわれている。もうひとつ——食用家畜の飼育——は、ほとんどの市民が肉を買って食べるというだけの理由で存続が可能である。以上のような理由で私はこれらの特別な形態の種差別を議論の対象として選んだのである。」(Ibid. 22)

動物実験では年間何千万頭、工場畜産では年間何十億頭の動物が苦しんでいるという事実が、納税や食事という我々のごく日常的なこととつながっていることを示すことで、シンガーは事実と道徳判断のギャップを埋めようと試みているのである。

(b) 道徳直観の掘り崩し

しかし、我々はいつものように食事をし、動物実験に当てられるかもしれない税金を納めている。我々の多くには、安全なシャンプーを使うために動物実験をすることはある程度許されるし、おいしい食事のためにブタなどが集約的に飼育されることはある程度仕方がないと思われるという道徳直観がある。我々は道徳判断を下す際、自分たちの道徳直観に部分的に依拠することが多い。シンガーはこうした道徳直観への依拠を批判する。

そこで、彼は我々を説得するためにこうした道徳直観・態度を掘り崩そうともする。一つの仕方は、上で述べたように事実の詳細を知らせることである。別の仕方として、彼は我々の道徳直観・態度の歴史的起源を明らかにし、こうした直観や態度のもっともらしさを、歴史上問われることのないまま置かれてきた前提(イデオロギー)として批判する。それが『動物の解放』第5章である。

「そうした態度 [= あまりに深くしみこんでしまっているために、我々がそれを疑問の余地のない真理として受け取っている態度] がいかにひとりよがりなものであるかを、正面攻撃によって突くことは、可能かもしれない。それが、私がこれまでの章でやろうとしてきたことである。もうひとつの戦略は、その歴史的起源を明らかにすることによって現在支配的なものとなっている態度のもっともらしさを徐々に掘りくずそうとすることである。」(Ibid. 185、

括弧内引用者)

シンガーはまた、『人命の脱神聖化』で、人間の生命それ自体に特別な価値があるという「人命の神聖性」(the sanctity of human life) を支持する我々の道徳直観を同様の仕方でも批判する¹¹。

「同じことが道徳哲学においてもある。人々は、胎児を殺すのは悪いことでサルやブタを殺すのは正しいことだと確信しており、それに反対する議論を聞いて妥当だと感じたとしても、それ以上にもとの確信が強いのである。(中略) そこで、以下で歴史を紐解くことによって、こうした直観を弱めるように努めてみたい。それによって、人命の神聖性という原理は、かつて広まっていた態度や信仰の遺物とも言うべきものであり、今ではそれを擁護しようとする人などほとんどいないということをおぼえてもらいたいのだ。」(Singer [2002b] 227)

シンガーは、道徳判断を下す際の道徳直観への依拠にもっともらしさが無いと示すことで、事実から道徳判断へのギャップを超えようとしているのである。

(c) 感情への訴え

しかし、何を行なうのが道徳的に正しいのかを判断できたとしても、我々は動かされないかもしれない。道徳判断と行為の理由・動機づけのあいだにもギャップが存在するからだ。それでは、我々を動かすものは何か。それは感情である。シンガーは、彼の著作の多くのなかで感情に訴える。

この点で従来のシンガー研究では、シンガーは感情に訴えない議論を展開しているという解釈が見られるので注意しておきたい(山本 [2008] 123-126)。そこで引用される『動物の解放』の序論を見てみよう。

「本書は、「かわいい」動物たちへの同情 (sympathy) を呼び起こす目的で感情に訴えるものではない。私は肉を食べるために豚を屠殺することに対して、馬や犬をこの目的で屠殺することに対するのと同じように激怒しているのである。」(Singer [1975] xi)

この引用でシンガーが注意していることは、たとえば動物愛好家に致死性ガスのテストとして犬を使うのは「かわいそう」だという同情¹²を呼び起こす目的で感情に訴えてはいけないということである。「ラットならばかわいそうではない」という意見がこれまでの動物権利運動を妨げてきたからである。しかし、シンガーは、読者にこの世界の悲惨な道徳的事実に対して何らかの行動を起こさせる目的で怒りという感情に訴えてはいる。以下の引用では、彼がそれを意図的にしていることが示されている。

11 同様のことは『実践の倫理』の新生児殺しの議論でも述べられている。「我々が現在とっている新生児の生命の絶対的保護は、普遍的な倫理的価値というよりも、むしろきわめてユダヤ=キリスト教的な態度なのである。」(Singer [1979a] 125)

12 この文脈で sympathy は、対等な者どうしの「共感」よりも、優位な者(ここでは人間)が劣位な者(ここでは他の動物)に抱く同情や憐れみを指すので、「同情」が適切な訳語であると判断し、邦訳に従った。シンガーは、引用箇所直前で、そうした訴えは感傷的で感情的な動物愛好家に向けられて使われてきたと述べているからである。

「我々が具体的にどのような態度で動物に接しているか——動物たちが人間の専制政治によってどのように苦しめられているか——を扱う章では、我々の感情をかきたてる記述も出てくるであろう。私が願っているのは、その感情が、現状に対して何らかの行動を起こそうという決意を伴った怒りの感情となることである。」(Singer [1975] xi)

たとえば、シンガーはウサギを使ったドレーズ・テストの残酷さを写真で示し、読者に怒りの感情をかき立てようとする (*Ibid.*160 の挿絵)。

(d) 道徳的に要求されるよりも低い水準の提示

しかし、シンガーが考える道徳は我々の多くに対して過度な要求を迫ってくる。飢餓救済を例にすると、彼は論文「飢餓・富裕・道徳」において、「悪い事態が起こることを防ぐことが我々にでき、それによって同様に道徳的に重要なものを何であれ犠牲にしないならば、我々はそれを道徳的になすべきである」と論じる (Singer [1972] 147)。ここでの「犠牲」の解釈によっては、困窮する人々の経済状況にほぼ近くなるまで我々は自らの生活を犠牲にしなければならない。我々の多くは、こうした過度な要求を聞き、そうすることがたとえ正しいと判断しても、そのような行為を行なうよう動機づけられはしないだろう。

そこで、シンガーは『実践の倫理』において道徳的に要求されるよりも低い水準を読者に提示する。

「こうした反論から導き出されることは、寄付に関するこの基準をおおやけに打ち出すことは望ましくないということである。つまり、絶対的貧困を減少させるために最大限のことをなすには、人々が実際に寄付すべきだと我々が考える額よりも低い基準を打ち出すべきだということである。」(Singer [1979a] 180)

たとえば『実践の倫理』初版で、シンガーは各人に年収の10%だけを寄付するように促す (*Ibid.* 181)。10%程度の寄付では、寄付する人々の経済状況が救済される人々の経済状況にほぼ近くなるほど悪くなることはない。それでも過度な要求だと思われるだろう。実際、シンガーは『グローバル化の倫理学』でその割合を1%にまで下げ、『あなたが救うことのできる命』では1%を最低ラインにし納税者の90%に対して年収の5%以上を要求しない累進的な寄付の方法を提案している (Singer [2002a] 194; Singer [2009] 167)。この方法は最近の『実践の倫理』第三版でも紹介されている (Singer [2011] 214)。

しかし、道徳的に要求されるよりも低い水準を提示することに問題はないのだろうか。それに従うことが本当に道徳的な生き方だと言えるのだろうか。シンガーは、一見すると道徳的に見えない要求を彼が支持する帰結主義の自己消去的 (self-effacing) 性格から、あるいは『実践の倫理』第二版以降では二層理論からそれを正当化する (Singer [1979a] 180-181; Singer [1993] 245-246)。彼の議論によれば、はじめから道徳的に要求される水準を打ち出してしまうと、我々の多くは寄付しようという意欲を失うだろうから、結果として道徳的に望ましくない状態に陥ってしまう。こうした場合に帰結主義は、我々に帰結主義的でない原則に従うように要求する。帰結主義のこ

うした性格は自己消去性と呼ばれ、この性格を道徳的思考の二つのレベルとして理論化したのが二層理論である。それゆえ、シンガーは、彼の立場と矛盾せずに、直観レベルでは道徳的に要求されるよりも低い水準に従うべきだと言うことができる。

以上のようにシンガーは、理論的にはあらゆる人にとって道徳的であるべき理由を与えるものがないことを認めながらも、実践的にはさまざまな手段に訴えて道徳を気につけない我々の多くを説得しようと試みている。これは彼が外在主義をとっているためである。

したがって、事実としてシンガーは道徳を気につけない人々を説得しようとしている点は、シンガー自身があらゆる人にとって道徳的であるべき理由などないと考えていることの反論の根拠にはならないと私は考える。

5. まとめ

本論文は、ピーター・シンガーが Why be Moral? という問いに十分に答えているかどうかを検討した。まず、Why be Moral? 問題の先行研究のなかでシンガーの答えがどのように位置づけられてきたかを確認した。次いで、シンガーは人生の意義に訴えてこれに答えているという従来の解釈と異なり、シンガーはあらゆる人にとっての道徳的であるべき理由を与えようとはしていないことを確認した。彼がどうしてこのようなスタンスをとるかについて、1973年の論文に注目して説明を与えた。さらに、シンガーが道徳を気につけない人々を説得しようとしている点は、彼が外在主義をとることに注意すれば、本論文の解釈に対する反論にならないことを示した。

ここには、Why be Moral? に十分に答えられないまま、なぜ倫理学者が道徳について語り、時には道徳的であるべきだと主張するかという問いに対するひとつの答えが見て取れる。それはシンガーにとって、彼の活動家としての側面がそうさせるのである。しばしば、倫理と倫理学はちがうものと言われることがある。倫理を教えるとは、倫理を体にしみ込ませることである。倫理学を教えるとは、そうしてしみ込んだ倫理から距離をとってあらためて倫理とは何か、そこにどういう根拠があるかを問う哲学である。シンガーは倫理学者として Why be Moral? に答えはないという結論を出した。だが、その時でさえ、彼は、人生の意義を持ち出し、倫理を説いている。本論文ではシンガーを例にこうした Why be Moral? を問う倫理学者のひとつの姿勢を明らかにした¹³。

文 献

伊勢田哲治 [2000] 「Why Be Moral on Internet? — 道徳の根拠付けとインターネットの発展」、『情報倫理学研究資料集 II』 59-74 頁。

—— [2008] 『動物からの倫理学入門』 名古屋大学出版会。

田村圭一 [1999] 「義務と行為」、『哲学』、北海道大学哲学会、35号、77-95 頁。

山内友三郎・浅井篤編 [2008] 『シンガーの実践倫理を読み解く — 地球時代の生き方』 昭和堂。

山本栄美子 [2008] 「倫理的な生き方」を提唱するピーター・シンガーの死生観 『死生学研究』 第10号、187-206 頁。

Broad, C.D. [1930] *Five Types of Ethical Theory*, Kegan Paul, Trench, Trubner & Co., Ltd.

¹³ 本稿は、2011年10月 Sixth International Conference on Applied Ethics における口頭発表をもとに加筆・修正したものである。当日、出席された方々には有益な意見を多くいただいた。その発表以降、投稿のためになされた多くの修正に関して、査読者にも謝意を表したい。

- Gauthier, David [1970] "Morality and Advantage," *The Philosophical Review*, LXXVI, No.4, 1967, pp.460-475. Reprinted in his ed. *Morality and Rational Self-Interest*, Prentice Hall, pp.166-180. (本文中の頁はリプリントの方の頁を示している。)
- Hare, R.M. [1952] *The Language of Morals*, Clarendon Press. (R.M. ヘア (小泉仰・大久保正健訳) 『道徳の言語』勁草書房、1982年。)
- [1981] *Moral Thinking: Its Levels, Method and Point*, Oxford University Press. (R.M. ヘア (内井惣七・山内友三郎監訳) 『道徳的に考える』勁草書房、1994年。)
- Hospers, John [1961] *Human Conduct*, Hartcourt, Brace & World, Inc.
- Höchsmann, Hyun [2002] *On Peter Singer*, Wardsworth.
- Huemer, Michael [2009] "Singer's Unstable Meta-Ethics," in Schaler [2009] pp.359-379.
- Jamieson, Dale [1999] *Singer and His Critics*, Blackwell Publishing.
- Kuhze, Helga [2002] "Introduction: The Practical Ethics of Peter Singer," in Singer [2002b] pp.1-14.
- Nielsen, Kai [1970] "Why should I be moral?" *Methodos*, Vol.15, 1963, pp.275-306. Reprinted in Wilfrid Sellars and John Hospers (eds.), *Readings in Ethical Theory*, 2nd edition, Prentice Hall, pp. 747-768. (本文中の頁はリプリントの方の頁を示している。)
- Schaler, Jeffrey A. [2009] *Peter Singer under Fire*, Open Court.
- Singer, Peter [1969] "Why Should I be Moral?" Masters Research Thesis, Department of Philosophy, The University of Melbourne. (<http://repository.unimelb.edu.au/10187/8857> から入手可能。2012年9月6日確認。)
- [1972] "Famine, Affluence, and Morality," in *Philosophy and Public Affairs*, 1, pp.229-43. Reprinted in Singer [2002b] pp.145-156. (本文中の頁はリプリントの方の頁を示している。)
- [1973] "The Triviality of the Debate over "Is-ought" and the Definition of "Moral"," in *The American Philosophical Quarterly*, 10, pp.51-56. Reprinted in Singer [2002b] pp.17-26. (本文中の頁はリプリントの方の頁を示している。)
- [1975] *Animal Liberation*, New York Review/Random House. Revised by Pimlico, 1995. Further revised by Harper Perennial Modern Classics, 2009. (ピーター・シンガー (戸田清訳) 『動物の解放』改訂版、人文書院、2011年。本文中の頁はPimlico版の方の頁を示している。)
- [1979a] *Practical Ethics*, Cambridge University Press, 1st Edition.
- [1979b] "Unsanctifying Human Life," in John Ladd ed. *Ethical Issues Relating to Life and Death*, Oxford University Press, pp.41-61. Reprinted in Singer [2002] pp.215-232. (本文中の頁はリプリントの方の頁を示している。)
- [1993a] *How Are We to Live? Ethics in an age of self-interest*, Oxford University Press. (ピーター・シンガー (山内友三郎監訳) 『我々はどう生きるべきか：私益の時代の倫理』改訂版、法律文化社、1999年。)
- [1993b] *Practical Ethics*, Cambridge University Press, 2nd Edition. (ピーター・シンガー (山内友三郎+塚崎智監訳) 『実践の倫理』新版、昭和堂、1999年。)
- [1994] *Rethinking Life & Death: The Collapse of Our Traditional Ethics*, Oxford University Press. (ピーター・シンガー (樫則章訳) 『生と死の倫理：伝統的倫理の崩壊』昭和堂、1998年。)
- [1998] *Ethics into Action: Henry Spira and the Animal Rights Movement*, Rowen & Littlefield Publishers, INC.
- [2002a] *One World: The Ethics of Globalization*, Yale University Press and Text Publishing. (ピーター・シンガー (山内友三郎/樫則章監訳) 『グローバリゼーションの倫理学』昭和堂、2005年。)
- [2002b] *Unsanctifying Human Life*, Edited by Helga Kuhse, Blackwell Publishing. (部分訳：ピーター・シンガー (浅井篤・村上弥生・山内友三郎監訳) 『人命の脱神聖化』晃洋書房、2007年。)
- [2009] *The Life You Can Save*, Picador.
- [2011] *Practical Ethics*, Cambridge University Press, 3rd Edition.
- Smith, Michael [1999] "The Definition of 'Moral'" in Jamieson [1999] pp.38-63.

『応用倫理——理論と実践の架橋』第7号 論文公募のお知らせ

『応用倫理——理論と実践の架橋』編集委員会では、応用倫理学に関する研究論文、研究ノート、書評を下記の要項・投稿規定において公募いたします。なお、投稿は随時受け付けておりますが、第7号への掲載は2013年6月30日までの投稿を目安とします。皆様の御投稿をお待ちしております。

1. テーマは応用倫理学に関わるものとする。
2. 論文は独創性を有する学術研究成果をまとめたものとし、研究ノートは萌芽的研究の中間報告等とする。
3. 応募論文および研究ノートは未発表のもので、本『応用倫理』以外に同時投稿していないものに限る。二重投稿の場合、審査対象としない。
4. 使用言語は日本語とする。英語論文については *Journal of Applied Ethics and Philosophy* にて受け付ける。
5. 論文および研究ノートの分量は1万～2万字を目安とする。書評は2000～4000字程度とする。
6. 論文または研究ノート投稿者は『応用倫理』編集事務局に、①論文または研究ノートの原稿、②論文または研究ノートの和文要旨（500字程度）および英文要旨（250語程度）、③著者略歴（100字程度）の電子媒体テキスト（MSワードによる添付ファイル）およびハードコピー3部を送付する。
7. 書評投稿者は、『応用倫理』編集事務局に書評原稿を電子テキスト（MSワードによる添付ファイル）にて送付する。
8. 投稿された論文及び研究ノートは、編集委員会が定める査読者2名により審査され、編集委員会において選考される。
9. 編集委員会は査読者の審査の結果を踏まえ、投稿者に対して修正・書き直しを求めることができる。修正・書き直し後に再投稿されたものについては、必要に応じて再査読を行う。
10. 掲載可となった論文及び書評は、ウェブページ及び冊子体による公開を予定している。
11. 掲載の可否については編集委員会が最終決定を行う。

応用倫理——理論と実践の架橋 vol. 6

2012年10月1日発行

編集委員長

蔵田伸雄

編集委員

柏葉武秀、近藤智彦、田口 茂

眞嶋俊造、増渕隆史、村松正隆、山田友幸

©2012 応用倫理研究教育センター

ISSN 1883-0110

〒060-0810

札幌市北区北10条西7丁目

北海道大学大学院文学研究科

応用倫理研究教育センター

Tel : 011-706-4088

E-mail : caep@let.hokudai.ac.jp

URL : <http://ethics.let.hokudai.ac.jp/>